

# 昭和四十一年通商産業省令第五十号

## 容器保安規則

高压ガス取締法（昭和二十一年法律第二百四号）に基づき、および同法を実施するため、容器保安規則を次のように制定する。

### 目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 製造（第三条）
- 第三章 容器検査等
- 第一節 容器検査（第四条・第七条）
- 第二節 容器の刻印等（第八条・第九条）
- 第四章 容器の表示（第十条・第十二条）
- 第五章 附属品の基準等（第十三条・第十八条）
- 第六章 容器及び附属品の再検査並びに容器検査（第十九条・第二十三条）
- 第七章 充填（第二十四条・第二十九条）
- 第八章 容器等検査に係る登録（第二十一条）
- 第九章 雜則（第六十九条・第七十二条）
- 附則（第四十条・第五十六条）
- 第二章 総則（第五十七条・第六十八条）
- 第一節 型式承認等（第五十七条・第六十九条）
- 第二節 登録の基準等（第四十一条・第五十六条）
- 第三節 総則（第六十九条・第七十二条）

**三 超低温容器**　温度が零下五十度以下の液化ガスを充填することができる容器であつて断熱材で被覆することにより容器内のガスの温度が常用の温度を超えて上昇しないような措置を講じてあるもの（第十四号に掲げるものを除く。）

**四 低温容器**　断熱材で被覆し、又は冷凍設備で冷却することにより容器内のガスの温度が常用の温度を超えて上昇しないような措置を講じてある液化ガスを充填するための容器（前号及び第十四号に掲げるものを除く。）

**五 ろう付け容器**　耐圧部分がろう付けにより接合された容器（次号に掲げるものを除く。）

**六 再充填禁止容器**　高压ガスを一度充填した後再度高压ガスを充填することができないものとして製造された容器

**七 繊維強化プラスチック複合容器**　ライナーに、周方向のみ又は軸方向及び周方向に樹脂含浸連続繊維を巻き付けた複合構造を有する容器

**八 フープラップ容器**　ライナーに、ヘリカル巻（ライナー胴部及び鏡部に繊維を軸とほぼ直角に巻き付ける方法をいう。）のみにより樹脂含浸連続繊維を巻き付けた容器

**九 フルラップ容器**　ライナーに、ヘリカル巻（ライナー胴部及び鏡部に繊維をら旋状に巻き付ける方法をいう。）又はインプレーン巻（ライナー胴部及び鏡部に繊維を直線状に巻き付ける方法をいう。）により樹脂含浸連続繊維を巻き付けた容器

**十 一般継目なし容器**　継目なし容器であつて、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器及びアルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器以外のもの（国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）の適用を受ける容器を除く。以下単に「容器」という。）に関する保安について規定する。（用語の定義）

**十一 一般複合容器**　合容器であつて、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器及びアルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器を有する容器（ケーシングを有するものに限る。）

**十二 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器**　（の又はロに掲げるもの）

**イ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器**　継目なし容器であつて、自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第二百四号。以下「法」という。）及び高压ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）に基づいて、高压ガスを充填するための容器であつて地盤面に対して移動することができるもの（国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）の適用を受ける容器を除く。以下単に「容器」という。）に関する保安について規定する。

**十三の三 國際圧縮水素自動車燃料装置用容器**　繊維強化プラスチック複合容器であつて、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る世界技術規則の作成に関する協定（平成十二年外務省告示第四百七十四号）に基づき世界登録簿に記載された世界技術規則（以下単に「世界技術規則」という。）に適合する自動車の燃料装置用として圧縮水素を充填するためのもの（容器を保護又は支持するための装置であつて内面に零パスカルを超える圧力を受ける部分（以下「耐圧部分」といふ。）に溶接部（底部を接合して製造したものにあつては、底部接合部を除く。）を有しない容器（第三号、第六号、第七号及び第十四号に掲げるものを除く。）

**二 溶接容器**　耐圧部分に溶接部を有する容器（次号、第六号、第七号及び第十四号に掲げるもの）

**十一の三 医療用酸素用一般複合容器**　アルミニウム合金ライナー製一般複合容器のうち、液化石油ガス（炭素数三又は四の炭化水素を主成分とするものに限る。以下同じ。）を充填するための容器（ケーシングを有するものに限る。）

**十二 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器**　（の又はロに掲げるもの）

**イ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器**　継目なし容器であつて、自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二項に規定する自動車をいい、二輪自動車を除く。以下同じ。）の燃料装置用として圧縮天然ガスを充填するための容器

**ロ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器**　（の又はロに掲げるもの）の燃料装置用として圧縮天然ガスを充填するための容器

**十三 圧縮水素自動車燃料装置用容器**　次のイ又はロに掲げるもの（第十三号の三に掲げるものを除く。）

**イ 圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器**　継目なし容器であつて、自動車の燃料装置用として圧縮水素を充填するための容器

**ロ 圧縮水素自動車燃料装置用混合容器**　（の又はロに掲げるための容器）

**十四 液化石油ガス自動車燃料装置用容器**　自動車の燃料装置用として液化石油ガスを充填するための容器

**十五 液化石油ガス自動車燃料装置用容器**　自動車の燃料装置用として液化天然ガスを充填するための容器

**十六 荷室用容器**　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素自動車燃料装置用容器で、自動車の燃料装置用として圧縮天然ガスを充填するための容器

**十七 高圧ガス運送自動車用容器**　高压ガスを運送するための容器であつて、タンク自動車（道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第三十五条の三第一項第二号に規定するものをいう。）又は被けん引自動車（道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第一条第一項第二号に規定するものをいう。）に固定されたもの

**十八 液化水素運送自動車用容器**　超低温化プラスチック複合容器であつて、圧縮水素を運送するための高压ガス運送自動車用容器

**十九 S G容器**　次に掲げるガスを充填する容器



ガ石油 ス油化				ア液化 アンモニ	スに充填 するガラ	F C 一類容器	ン液化 プロピレ	二カ液化 ボン五百口	スに充填 するガラ	F C 二類容器	B一カ 液化フル ボン十 オ三口
一超カガ八 ガるに十温 ・ルパ八〇圧 お八度四 五えをスメ・ 力け度四	のルパニ一超 カガ五がるに十 温も以スメ・ル パ三一圧お八度 の下カガ八えを スメ・力け度四										
B A		B A	B A	A	B A	B A	B A	B A	A	B A	
九二五二 ・		五三〇三 ・	六三九二 ・	○三 ・	五三〇三 ・	六三〇三 ・	○四 ・	一五三四 ・			

カ 液 化 フ ル オ 二 ロ	一 液 化 テ ル	口 液 化 メ チ ル エ	液 化 シ ク ロ ブ	カ 液 化 フ ル オ 百 口	液 化 塩 素	五 カ 液 化 フ ル 百 オ 十 ロ	液 化 ブ ロ パン	二 カ 液 化 フ ル 二 十 ロ	の下カ ガ八 がるに十 温 のルパ 八〇圧 お八度 も以ス メ・力 け度四	のルパ 三 温 も以ス メの下 カガ	
A	B A	B A	B A	B A	B A	B A	B A	B A	B A	B A	
八一 ・	三二八一 ・	五二一二 ・	四二二二 ・	五二二二 ・	九二五二 ・	九二五二 ・	四三九二 ・	四三九二 ・	八一五一 ・		

ル ア ミ ン 液 化 ト リ メ チ レ ン	液 化 ブ チ レ ン	百 八 カ 液 化 フ ル オ 三 ロ	液 化 ブ タ ン	レ ン 液 化 酸 化 工 チ	ン 液 化 ブ タ ジ エ	ル ア ミ ン 液 化 モ ノ メ チ	液 化 鹽 化 ビ ニ	ス 液 化 亞 硫 酸 ガ	チ ル 液 化 ク ロ ル メ	十二 a カ 液 化 フ ル オ 百 五	
A	B A	B A	B A	B A	B A	B A	B A	B A	B A	B A	B
六〇 ・	〇一八〇 ・	一一九〇 ・	一一九〇 ・	二一〇一 ・	二一〇一 ・	三一〇一 ・	三一二一 ・	五一二一 ・	〇二六一 ・	一二八一 ・	一二 ・

備考 Aは、内 容積が 五百リットル であつて、 その外 面を厚さ 五十ミリメー トルを超 える容 器に (内 容 積 が 四 千 リ ッ ト ル を 超 え る 容 器 に)	B								その他のガス	液化シアン化水素	四 カ 液 化 フ ル 百 十 ロ	ア ミ ン 液 化 ジ メ チ ル
	A									B A	B A	B
	五四 十 は倍の三 値の压 けに五 五温 五四 十 は倍の三 値の压 けに八 四温 ・ 二又五 分の数 力るお 度十 度 ・ 二又五 分の数 力るお 度十 度								六〇 ・	七〇五〇 ・	七〇六〇 ・	八〇 ・

については、百ミリメートル) 以上のコルクで被覆してあるもの又はこれと同等以上の断熱の措置を講じてあるもの及び内容積が五百リットル以下の容器とし、Bは、その他の容器とする。

二十七 再充填禁止容器に係る耐圧試験圧力 次に掲げる種類の高压ガスを充填する容器に応じて、それぞれに定める圧力

イ 圧縮ガス 最高充填圧力の数値の四分の五倍

ロ 液化ガス 前号の表の上欄に掲げる種類の高压ガスを充填する容器に応じて、それ

ぞれ同号の表の下欄に定める耐圧試験圧力の数値の四分の三倍

二十七の二 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用複合容器及び圧縮水素運送自動車用容器に係る耐圧試験圧力 最高充填圧力の数値の二分の三倍

二十七の三 圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器に係る耐圧試験圧力 最高充填圧力の数値の十分の十三倍

二十八 プラスチックライナー製一般複合容器に係る耐圧試験圧力 次に掲げる種類の高压ガスを充填する容器に応じて、それぞれに定める圧力

イ 圧縮ガス 最高充填圧力の数値の二分の三倍

ロ 液化ガス 第二十六号の表の上欄に掲げる種類の高压ガスを充填する容器に応じて、それぞれに同号の表の下欄に定める耐圧試験圧力の数値の十分の九倍

二十八の二 國際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に係る耐圧試験圧力 最高充填圧力の五分の六倍の圧力の数値

二十八の三 國際圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る試験のサイクルの回数 一千万回

二十九 可燃性ガス アセチレン、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、エタン、エチレン、塩化ビニル、クロルメチル、酸化エチレン、シアノ化水素、シクロプロパン、ジシラン、ジボラン、ジメチルアミン、水素、セレン化水素、トリメチルアミン、ブタジエン、

ブタン、ブチレン、プロパン、プロピレン、フルオロカーボン百五十二a、ホスフイン、メタン、モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、メチルエーテル、四つ化エチレン、硫化水素及びその他のガスであつて次にイ又はロに該当するもの(フルオロカーボンであつて經濟産業大臣が定めるものを除く)。

イ 爆発限界(空気と混合した場合の爆発限界をいう。以下同じ。)の下限が十パーセント以下のもの

ロ 爆発限界的上限と下限の差が二十パーセント以上のもの

三十 毒性ガス 亜硫酸ガス、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、塩化水素、塩素、クロロメチル、五つ化ヒ素、五つ化リン、酸化エチレン、三つ化窒素、三つ化ホウ素、三つ化リラン、シアノ化水素、ジシラン、ジボラン、臭化水素、セレン化水素、トリメチルアミン、五つ素、ホスゲン、ホスフイン、モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、四つ化硫黄、四つ化ケイ素、硫化水素及びその他のガスであつて毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第二条第一項に規定する毒物

三十一 型式試験 法第四十九条の二十一第一項の型式の承認を受けるために同一の型式ごとに一回限り行う試験

三十二 エルハルト式 繼目なし容器の製造方法のうち、胴部及び底部を金属材料塊の押出し等によつて成形するもの

三十三 マンネスマニ式 繼目なし容器の製造方法のうち、胴部を管の端部の熱加工等によつて成形するもの

三十四 カッピング式 繼目なし容器の製造方法のうち、胴部及び底部を金属板の絞り加工成形するもの又は管の両端部を熱加工により成形するもの

三十五 二本邦で使用される容器であつて、高压ガスが充填されないもの

三十六 二本邦で使用される容器であつて、高压ガスが充填された後に流通しないもの

(容器検査の除外)

第五条 法第四十四条第一項第三号の經濟産業省令で定める用途に供する容器は、次の各号に掲げるものとする。

一 輸出に供する容器

二 が充填されないもの

三 本邦で使用される容器であつて、高压ガスが充填された後に流通しないもの

(容器検査の方法)

第六条 法第四十四条第一項の經濟産業省令で定める方法は、次の各号に掲げるものとする。

一 容器検査は、必要に応じて、試験片、試験圧力、試験媒体、保持時間、確認手段その他

の再現性を確保するために明らかにすべき事項に係る条件を明らかにしてこれを行うこと。

二 試験の手順、試験片、試験機等は、必要に応じて、日本産業規格その他の標準化された規格を用いること。

三 経済産業大臣が材料、肉厚、構造等が適切であると認めた容器であつて、かつ、適當な材料を使用して製造すること。

二 容器は、充填する高压ガスの種類、充填圧力、使用温度及び使用される環境に応じた適切な肉厚を有するよう製造すること。

三 容器は、その材料、使用温度及び使用される環境に応じた適切な構造及び仕様により製造すること。

四 容器は、適切な寸法精度を有するよう製造すること。

四 容器検査の結果に係る記録を適切に作成し、これを保存すること。

五 容器は、次に各号に掲げるものとする。

一 容器は、第三条で定める製造の方法の基準に適合するよう設計すること。

二 容器は、耐圧試験圧力以上の圧力で行う耐圧試験を行い、これに合格するものであることを。

三 前号の他、容器は、充填圧力及び使用温度に応じた強度を有するものであること。

四 容器は、使用上有害な欠陥のないものであること。

五 容器は、適切な寸法精度を有するものであること。

六 容器は、その使用環境上想定し得る外的負荷に耐えるものであること。

七 容器は、充填する圧力に応じた気密性を有するものであること。

八 他の用途に用いられたことにより保安上支障を生ずるおそれのある容器にあつては、当該用途に用いられたことがない容器であること。

九 その構造、材料及び使用形態の観点から高圧ガスの種類、充填圧力、内容積及び表示方法を制限することが適切である容器があつては、当該制限に適合するものであること。

前項の規定にかかわらず、型式試験に合格した型式にあつては、容器検査のうち当該型式試験において実施した試験と同一の内容のもの、容器検査に合格した型式にあつては、型式試験のうち当該容器検査において実施した試験と同一の内容のものをそれぞれ省略することができます。

(刻印等の方法)

第八条 法第四十五条第一項の規定により、刻印をしようとする者は、容器の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないように次に各号に掲げる事項をその順序で刻印しなければならない。

一 檢査実施者の名称の符号

二 容器製造業者（検査を受けた者が容器製造業者と異なる場合にあつては、容器製造業者及び検査を受けた者の名称又はその符号（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、名称に限る。））

三 充填すべき高压ガスの種類（PG容器についてはPG、SG容器についてはSG、FC一類容器についてはFC1、FC二類容器についてはFC2、FC三類容器についてはFC3、FC四類容器についてはFC4、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器についてはSG、FC一類容器についてはFC1、FC二類容器についてはFC2、FC三類容器についてはFC3、FC四類容器についてはFC4、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器についてはSG、NG、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあつてはCNG、圧縮水素自動車燃料装置用容器、NG、圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては高压ガスの名称、略称又は分子式）

三の二 医療用酸素用一般複合容器にあつては、前号に掲げる事項に統けて、その旨の表示（記号 MED）

四 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器については、第三号に掲げる事項に統けて、次に掲げる圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の区分及び当該容器が荷室用容器である場合についてはその旨の表示（記号 R）

イ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器（記号 V 1）

ロ ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント以上の圧力である金属ライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器（記号 V 2）

ハ ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント未満の圧力である金属ライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器（記号 V 3）

イ 圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器（記号 VH 1）

ロ ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント以上の圧力である金属ライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器（記号 VH 2）

四の二 圧縮水素自動車燃料装置用容器については、第三号に掲げる事項に統けて、次に掲げる圧縮水素自動車燃料装置用容器の区分及び当該容器が荷室用容器である場合についてはその旨の表示（記号 R）

五 容器の記号（液化石油ガスを充填する容器にあつては、三文字以下のものに限る。）及び番号（液化石油ガスを充填する容器については、五けた以下のもに限る。）

属ライナー製圧縮水素自動車燃料装置用複合容器（記号 VH 3）

四の二の二 低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、前号の規定にかかわらず、第三号に掲げる事項に統けて、前号に掲げる容器の区分、低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器である旨の表示（記号 LC）及び当該容器が荷室用容器である旨の表示（記号 R）

四の二の三 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、第三号に掲げる事項に統けて、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつてはその旨の表示（記号 GVH）

四の二の四 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、前号の規定にかかわらず、第三号に掲げる事項に統けて、前号の表示及び低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器である旨の表示（記号 GLC）

四の二の五 圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、第三号に掲げる事項に統けて、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器である旨の表示（記号 T V H）

四の三 圧縮水素運送自動車用容器にあつては、第三号に掲げる事項に統けて、次に掲げる圧縮水素運送自動車用容器の区分

イ ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント以上の圧力である金属ライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器（記号 TH 2）

ロ ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント未満の圧力である金属ライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器（記号 TH 3）

四の四 液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、第三号に掲げる事項に統けて、その旨の表示（記号 SCUBA）

六 内容積（記号 V、単位 リットル）

七 液化石油ガス自動車燃料装置用容器（自動車に装着された状態で液化石油ガスを充填するものに限る）、超低温容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器

八 ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント未満の圧力である金属ライナー製圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、前号の規定にかかわらず、第三号に掲げる事項に統けて、前号に掲げる容器の区分、低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器である旨の表示（記号 LC）及び当該容器が荷室用容器である旨の表示（記号 R）

九 容器検査に合格した年月（内容積が四千リットル以上の容器、高压ガス運送自動車用容器にあつては、前号の質量にその容器の多孔質物及び附属品の質量をえた質量（記号 TW、單位 キログラム）

十 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素運送自動車用容器にあつては、耐圧試験における圧力（記号 TP、単位 メガパスカル）及び M

十一 國際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、耐圧試験における圧力（記号 TP、単位 メガパスカル）及び M

十二 圧縮ガスを充填する容器、超低温容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、最高充填圧力（記号 FP、単位 メガパスカル）及び M

十三 高強度鋼又はアルミニウム合金で製造された容器（繊維強化プラスチック複合容器におけるライナーを含み、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、國際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、充填可能期限に定める充填可能期限年月日（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、充填可能期限年月）

イ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器検査に合格した日の前日から起算して十五年を経過した日（十五年を超えて圧縮天然ガスを充填できるものとして製造された容器にあつては、二十年を超えない範囲内において、容器製造業者が定めた日）

ハ 圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に合格し器検査に合格した日の前日から起算して十五年を経過した日（十五年を超えて圧縮天然ガスを充填できるものとして製造された容器にあつては、二十年を超えない範囲内において、容器製造業者が定めた日）

二 國際圧縮水素自動車燃料装置用容器（低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置

用容器を除く。）容器検査に合格した月の前から起算して二十五年を超えない範囲内において容器製造業者が定めた月を起算して十五年を経過した月の前月から起算して十五年を経過した月の前月かかる

ホ 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器

メートル）

四の五 アルミニウム合金（記号 AL）

十四 内容積が五百リットルを超える容器（繊維強化プラスチック複合容器にあつては、胸部の繊維強化プラスチック部分の許容傷深さ（記号 DC、単位 ミリメートル）

十五 繊維強化プラスチック複合容器にあつては、胸部の繊維強化プラスチック部分の許容傷深さ（記号 DC、単位 ミリメートル）

十六 法第四十五条第一項の刻印をすることが困難なものとして経済産業省令で定める容器は、次の各号に掲げるものとする。

一般縫目なし容器、溶接容器、超低温容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器（自動車に装置された状態で輸入されるものを除く。）であつて、それぞれ鏡部の肉厚が二ミリメートル以下のもの
二 ろう付け容器
三 再充填禁止容器
四 金属ライナー製一般複合容器（フルラップ容器に限る。）及びプラスチックライナー製一般複合容器（液化石油ガス用一般複合容器を除く。）
五 金属ライナー製压縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器（フルラップ容器に限る。）、金属ライナー製压縮水素自動車燃料装置用複合容器（フルラップ容器に限る。）金属ライナー製国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（フルラップ容器に限る。）、压縮水素二輪自動車燃料装置用容器（フルラップ容器に限る。）、金属ライナー製压縮水素運送自動車用容器（フルラップ容器に限る。）、プラスチックライナー製压縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器（フルラップ容器に限る。）、プラスチックライナー製压縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器（フルラップ容器に限る。）、压縮水素自動車燃料装置用容器（自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填するものに限る。）、压縮天然ガス自動車燃料装置用容器、压縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、压縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器は二輪自動車に装置された状態で輸入されるもの）
一 前項第一号に掲げる超低温容器、前号に掲げる方式とする。ただし、当該方式が困難な容器があつては、第一項各号に掲げる事項をアルミニウム箔にその順序で明瞭に、かつ、消えないように打刻又は印字したもの（ただし、第一項第一号に掲げる事項は打刻の他に見やすい箇所に貼付する方

前項第三号に掲げる容器（液化石油ガス用一般複合容器を除く。）
二 前項第三号に掲げる容器（票紙に次に掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、取れないように容器の肩部その他見やすい箇所に貼付することをもつてこれに代えることができる。）
三 前項第一号から第三号までに掲げる事項
四 高強度鋼（記号 N-H-T）
五 アルミニウム合金（記号 N-A-L）
六 プラスチックライナー製一般複合容器に許容傷深さ（記号 DD、単位 ミリメートル）
七 ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント以上の圧力である金属ライナー製压縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器（記号 V-2）
八 ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント未満の圧力である金属ライナー製压縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器（記号 V-3）
九 ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント未満の圧力である金属ライナー製压縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器（記号 V-1）
十 ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント未満の圧力である金属ライナー製压縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器（記号 R）

前項第三号に掲げる容器（票紙に次に掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、取れないように容器の肩部その他見やすい箇所に貼付することをもつてこれに代えることができる。）
二 前項第三号に掲げる容器（票紙に次に掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、取れないように容器の肩部その他見やすい箇所に貼付することをもつてこれに代えることができる。）
三 前項第一号及び第十一号から第十三号までに掲げる事項
四 前項第四号に掲げる容器（票紙に次に掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、フープラップ層の見やすい箇所に巻き込む方式とする。ただし、最外層に炭素繊維又はアラミド繊維を用いる容器その他の当該方式が困難な容器があつては、次に掲げる事項をアルミニウム箔にそのままに表示したもの（ただし、第一項第一号に掲げる事項は打刻に限る。）を、ケーシングの外面の見やすい箇所に取れないように貼付する方式とする。
五 前項第一号から第三号までに掲げる事項
六 前項第一号及び第十一号に掲げる事項
七 前項第五号から第七号までに掲げる事項
八 第一項第一号から第三号までに掲げる事項
九 第一項第九号及び第十一号に掲げる事項
十 第一項第十五号に掲げる事項
十一 胸部以外の繊維強化プラスチック部分の許容傷深さ（記号 DD、単位 ミリメートル）
十二 保証トルク（記号 GT、単位 ニュートンメートル）
十三 前項第五号に掲げる容器（票紙に次に掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、フープラップ層の見やすい箇所に巻き込む方式とする。ただし、最外層に炭素繊維又はアラミド繊維を用いる容器その他の当該方式が困難な容器があつては、次に掲げる事項をアルミニウム箔にそのままに表示したもの（ただし、第一項第一号に掲げる事項は打刻に限る。）を、容器胴部の外面上に取れないように貼付することをもつてこれに代えることができる。）
十四 医療用酸素用一般複合容器にあつては、その旨の表示（記号 MED）
十五 第一項第五号に掲げる事項
十六 第一項第六号、第七号及び第九号に掲げる事項
ト 第一項第十一号及び第十二号に掲げる事項

第一項第一号に掲げる事項
二 ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント以上の圧力である金属ライナー製压縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器（記号 V-2）
三 ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント未満の圧力である金属ライナー製压縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器（記号 V-3）
四 ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント未満の圧力である金属ライナー製压縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器（記号 V-1）
五 ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント未満の圧力である金属ライナー製压縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器（記号 R）

第一項第一号に掲げる事項
二 ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント以上の圧力である金属ライナー製压縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器（記号 V-2）
三 ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント未満の圧力である金属ライナー製压縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器（記号 V-3）
四 ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント未満の圧力である金属ライナー製压縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器（記号 V-1）
五 ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント未満の圧力である金属ライナー製压縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器（記号 R）

(ロ) ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント未満の圧力である金属ライナー製圧縮水素運送自動車用容器(記号 T H 2)
(ハ) プラスチックライナー製圧縮水素運送自動車用容器(記号 T H 3)
ト 第五号及び第六号に掲げる事項
チ 第一項第九号及び第十号に掲げる事項
リ 第一項第十二号から第十二号の三まで及び第十五号に掲げる事項
ヌ 胴部以外の纖維強化プラスチック部分の許容傷深さ(記号 D D、単位 ミリメートル)
ヌ 前項第六号に掲げる液化石油ガス自動車燃料装置用容器紙に次に掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを取り、取れないように容器の外面の見やすい箇所に貼付する方式
ヌ 前項第一号から第三号までに掲げる事項
ニ 第一項第五号及び第六号に掲げる事項
ニ 第一項第九号及び第十一号に掲げる事項
ニ 第一項第十三号及び第十四号に掲げる事項
六 前項第六号に掲げる圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器票紙に第一項第十四号に掲げる事項及び第四号いかるトまでに掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、取れないように容器の外面の見やすい箇所に貼付する方式
七 前項第六号に掲げる液化天然ガス自動車燃料装置用容器票紙に次に掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、取れないように容器の外面の見やすい箇所に貼付する方式
ハ 第一項第五号及び第六号に掲げる事項
ハ 第一項第九号及び第十号に掲げる事項
ハ 第一項第十二号及び第十四号に掲げる事項

4 保安上支障がないものとして次の各号に掲げた方に適合している場合又は刻印等の方式について経済産業大臣の認可を受けた場合は、前三位の規定にかかるらず、それぞれ該各号に掲げる方式又は当該経済産業大臣の認可を受けた方に従つて法第四十五条第一項の刻印又は同条第二項の標章の掲示を行ふことができる。
一 航空法(昭和二十七年法律第一百三十一号)第十条の規定に適合する容器があつては、航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)第十四条の二第十項に定める基準に基づく表示
二 第六条第三号の規定に基づき試験又は検査が省略された容器があつては、第一項第一号から第八号までに掲げる事項の刻印等、製造国において当該容器について最初に行つた耐圧試験の合格時及び当該最初に行つた耐圧試験の試験日が容器検査申請日から起算して一年六月を超える過去において行われた場合にあつては直近に行つた次に掲げる容器の区分に応じてそれぞれ次に定める試験(容器検査申請日から起算して一年六月以内に行われたものに限る)の合格時の刻印等並びに第一項第十号から第十五号までに掲げる事項の刻印等
イ 超低温容器(槽が二重構造のものに限る)気密試験及び断熱性能試験
ロ 内容積が百五十リットル未満の液化天然ガス自動車燃料装置用容器(槽が二重構造のものに限る)漏えい試験及び断熱性能試験
ハ 内容積が百五十リットル以上の液化天然ガス自動車燃料装置用容器(槽が二重構造のものに限る)漏えい試験及び断熱性能試験
二 その他の容器耐圧試験
(容器に充填する高压ガスの種類又は圧力の変更の手続)

第九条 法第五十四条第一項の規定により刻印等をすべき旨の申請をしようとする者は、様式第二の高压ガスの種類又は圧力の変更の手続
イ 充填することができる高压ガスが可燃性ガス及び毒性ガスの場合にあつては、当該高压ガスの性質を示す文字(可燃性ガスにあつては「燃」、毒性ガスにあつては「毒」)
二 容器の外面に次に掲げる事項を明示するものとする。
二 容器の外面に次に掲げる事項を明示するものと/or/その他の種類の高压ガス
イ 充填することができる高压ガスの名称
ロ 充填することができる高压ガスが可燃性ガス及び毒性ガスの場合にあつては、当該高压ガスの性質を示す文字(可燃性ガスにあつては「燃」、毒性ガスにあつては「毒」)

3 前項第三号の規定により氏名等の表示をした容器の所有者は、その氏名等に変更があつたときは、遅滞なく、その表示を変更するものとする。この場合においては、前項第三号の例により表示を行うものとする。
3 法第四十六条第二項の規定により表示をしようとする者は、第一項第二号イ及び第一項第三号に掲げる事項を明示する方式に従つて行わなければならぬ。ただし、輸出に供する容器については、第一項第三号に掲げる事項を明示することを要しない。
4 圧縮水素運送自動車用容器に法第四十六条第一項又は第二項の規定により表示をしようとする者は、前三項に掲げるもののほか、告示で定める方式に従つて行わなければならない。

保安上支障がないものとして別に告示で定める方針に適合している場合又は表示の方針について経済産業大臣の認可を受けた場合は、第一項から第三項までの規定にかかるらず、それぞれ当該告示で定める方針又は当該経済産業大臣の認可を受けた方針に従つて法第四十六条第一項又は第二項の表示とすることができる。

**第十一條** 法第四十七条第一項の規定により表示をしようとする者は、前条第一項第三号及び第五項の規定の例により行わなければならない。  
(容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更に伴う表示)

## 第五章 附屬品の基準等

**第十二条** 法第五十四条第三項の規定により表示しようとする者は、第十条第一項第一号、第二号及び第五項の規定の例により行わなければならぬ。

**第十三条** 法第四十九条の二第一項及び法第四十九条の四の一の容器の附屬品

四十九条の四の二の経済産業省令で定める附屬品は、次の各号に掲げるものとする。  
一 バルブ(再充填禁止容器以外の容器に装置されるものに限る)  
二 安全弁(第十九条第一号に掲げる容器に装置されるものに限る)  
三 緊急しや断装置(第十九条第三号、第四号及び第五号に掲げる容器に装置されるものに限る)

**第十四条** 法第四十九条の二第一項本文の規定により、附屬品検査を受けようとする者は、様式第三の附屬品検査申請書を附屬品の所在地(附屬品の製造の事業を行う者の製造する附屬品については事業所の所在地、輸入をした附屬品については附屬品の陸揚地。以下この条において同じ)を管轄する産業保安監督部長(内容積が五百リットル以下の容器(鉄道車両に固定する容器を除く。)に装置されている附屬品に係るものについては、附屬品の所在地を管轄する都道府県知事(当該附屬品が指定都市の区域内にある場合であつて、当該附屬品に係る事務が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合

にあつては、当該附屬品の所在地を管轄する指定都市の長。第七十条において同じ。)、協会又は指定容器検査機関に提出しなければならない。

(輸出に供する附屬品の除外)

**第十五条** 法第四十九条の二第一項第三号の経済産業省令で定める用途に供する附屬品は、輸出に供する附屬品その他本邦で流通しないことが明らかな附屬品とする。

**第十六条** 法第四十九条の二第一項の経済産業省令で定める方法は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 附屬品検査は、必要に応じて、試験片、試験圧力、試験媒体、保持時間、確認手段その他の再現性を確保するために明らかにすべき事項に係る条件を明らかにしてこれを行なうこと。
- 二 試験の手順、試験片、試験機等は、必要に応じて、日本産業規格その他の標準化された規格を用いること。
- 三 経済産業大臣が材料、肉厚、構造等が適切であると認めた附屬品であつて、かつ、適当と認められる材料の品質及び附屬品の強度を示す図書その他の附屬品検査に必要な資料を備えているものについては、当該資料に係る試験又は検査を省略することができる。
- 四 附屬品検査の結果に係る記録を作成し、これを保存すること。

## (附屬品検査における附屬品の規格)

**第十七条** 法第四十九条の二第四項の経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の附屬品の規格は、次の各号に掲げるものとする。

一 附屬品は、使用圧力及び使用温度に応じた強度を有するものであること。  
二 附屬品は、使用上有害な欠陥のないものであること。  
三 附屬品は、その使用環境上想定し得る外的負荷に耐えるものであること。

四 附屬品を使用する材料は、使用する高圧ガスの種類、使用圧力、使用温度及び使用される環境に応じた適切なものであること。

五 附屬品は、使用圧力に応じた気密性を有すること。

六 バルブ及び逆止弁は、確実に作動するものであること。

七 安全弁は、当該安全弁が装置される容器の通常の使用範囲を超えた圧力又は温度に対応して適切に作動するものであること。

八 緊急しや断装置は、適切な温度において直ちに自動的に作動するものであること。

九 型式試験のうち当該附屬品検査のうち当該型式試験において実施した試験と同一の内容のものと試験のうち当該附屬品検査において実施した試験と同一の内容のものをそれぞれ省略することができる。

十 前項の規定にかかるらず、次の各号に掲げる検査、型式試験又は検定(以下この条において「検査等」という。)に適合する附屬品については、当該検査等に係る規格をもつて法第四十九条の二第四項の経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の附屬品の規格とする。

十一 救命及び消防の設備についての船舶安全法(昭和八年法律第一号)第五条及び第六条第三項による検査並びに船舶等型式承認規則(昭和四十八年運輸省令第五十号)に基づく型式試験及び検定

十二 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二十一条の二第一項に規定される検定対象器具等である附屬品に係る同項に定める検定

十三 航空法第十条に基づき国土交通大臣が行う検査

造業者及び検査を受けた者の名称又はその符号

四 附屬品の記号及び番号

- 五 附屬品(液化石油ガス自動車燃料装置用容器(自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填するものに限る)、超低温容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、國際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されるべき附屬品以外の附屬品に限る。)の質量(記号 W、単位 キログラム)
- 六 耐圧試験における圧力(記号 T P、単位 メガ・パスカル)及び M
- 七 次に掲げる附屬品が装置されるべき容器の種類
- イ 圧縮アセチレンガスを充填する容器(記号 A G)
- ロ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器(記号 C H G V)
- ハ 圧縮水素自動車燃料装置用容器(記号 C H G T V)
- ニ 國際圧縮水素自動車用容器(記号 C H G T)
- 八 圧縮水素運送自動車用容器(記号 L P G)
- ト 圧縮ガスを充填する容器(イからへまでを除く。)(記号 P G)
- チ 液化ガスを充填する容器(リからルまでを除く。)(記号 L G)
- リ 液化石油ガスを充填する容器(ヌを除く。)(記号 L P G)
- ヌ 超低温容器及び低温容器(記号 L T)
- ル 液化天然ガス自動車燃料装置用容器(記号 L N G V)
- イ 液化水素運送自動車用容器に装置する安全弁にあつては、液封による破裂を防止する安全弁であつて、液封による破裂を防止する安全弁にあつては、前号又に掲げる事項に統けて、次に掲げる安全弁の種類
- 全弁であつて、液封による破裂を防止するためのもの(以下「液化水素運送自動車用低圧安全弁」という。)(記号 L)
- ロ 液化水素運送自動車用容器に装置される安全弁であつて、容器の通常の使用範囲を

超えた圧力の上昇による容器の破裂を防止するためのもの（以下「液化水素運送自動車用高圧安全弁」とする）。

車用高圧安全弁」という。（記号 H）

保安上支障がないものとして次の各号に掲げる方式に適合している場合又は刻印の方式について経済産業大臣の認可を受けた場合は、前項の規定にかかるらず、それぞれ当該各号に掲げる方式又は当該経済産業大臣の認可を受けた方式に従つて法第四十九条の三第一項の刻印を行うことができる。船舶安全法の適用を受ける附属品については、次に掲げるものとする。

イ 同法第五条に規定する検査に合格した

ロ 同法第六条第三項に規定する検査に合格した附屬品にあつては、船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第四十五条第一項に定める証印

ハ 同法第六条の四第一項に規定する検定に合格した附屬品にあつては、船舶等型式承認規則第十五条第一項に定める証印

二 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の二第二項に規定される検定対象器具等である附屬品にあつては、同法第二十条の九第一項に定める表示

三 航空法第十条の規定に適合する附屬品については、航空法施行規則第十四条第一項に定める基準に基づく表示

四 第十六条第三号の規定に基づいて検査された附屬品にあつては、製造国において当該附屬品について最初に行つた気密試験の合格時及び当該最初に行つた気密試験の試験日が附屬品検査申請日から起算して一年六月を超える過去において行われた場合にあつては直近の気密試験（附屬品検査申請日から起算して一年六月以内に行われたものに限る）の合

格時の刻印並びに第一項第二号から第七号までに掲げる事項の刻印

（再充填禁止容器に係る附屬品）

第十九条 法第四十八条第一項第三号の経済産業省令で定める容器は、次の各号に掲げる容器とし、同号の経済産業省令で定める附屬品は、そ

れぞれ当該各号に掲げる附屬品とする。

一 次のイからホまでに掲げる容器以外の容器 安全弁（液化水素運送自動車用容器に装

置する場合にあつては、液化水素運送自動車

用低圧安全弁及び液化水素運送自動車用高圧安全弁とする。

イ 安全弁と接することにより当該安全弁を充填する容器

ロ 毒性ガスを充填する容器であつて安全弁を装置することが不適切であるもの

ハ 炭酸ガスを充填する容器（圧力二十四・五メガパスカル以上で行つた耐圧試験に合

格した消防用の設備又は航空機に備えるものに限る。）

二 船舶安全法第五条及び第六条第三項に基づく検査並びに船舶等型式承認規則に基づく型式承認及び検定の対象となる救命設備の部品としての容器

ホ 消防法第二十一条の二第一項の検定に合格した同法第十七条第一項に規定される消

防用設備等に使用する容器

二 バルブ若しくは安全弁を他の容器と共有す

るることとなる容器、液化石油ガス以外のガスを充填する内容積が四千リットル以上の容器又は高压ガス運送自動車用容器

（当該附属配管が装置される容器と同等以上の耐圧性能及び気密性能を有し、かつ、使用される環境に応じた適切な材料を使用して製造したものに限る。以下この条において同じ。）

三 液化石油ガス以外の可燃性ガス、毒性ガス（塩素を除く。）又は酸素の液化ガスを充填する内容積が四千リットル以上の容器又は高压

ガス運送自動車用容器

緊急しや断装置

四 液化石油ガスを充填する内容積が四千リットル以上の容器又は高压ガス運送自動車用容器であつて、バルブ、附属配管又は液面計が突出したもの（プロテクター、附属配管及び緊急しや断装置

五 液化石油ガスを充填する内容積が四千リットル以上の容器又は高压ガス運送自動車用容

器であつて、バルブ、附属配管又は液面計が突出していらないもの

六 國際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び压

号の経済産業省令で定める附屬品は、安全弁とする。（容器の加工の基準）

第二十一条 法第四十八条第一項第四号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

ハ ネックリングは、かしめて取り付けること。

二 スカートは、溶接して取り付けないこと。

三 容器にスカートを取り付けたときは、当該容器の質量の刻印又は表示の右側には、明瞭に区別してスカートの質量を打刻すること。

四 加工は、その加工後において第三条第二号で定める肉厚を減少しないようにしてすること。

五 溶接容器、超低温容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器の傷等の補修を目的とした溶接を行う場合にあつては、加工後の当該補修部分は、使用上問題となるような欠陥がなく、適切な強度を有するものであることを。

六 複数の容器が連結されている国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、それぞれの容器の接続は、互いに分離しないようにしてされたものであること。

前項の規定にかかるらず、航空法第十条の規定に基づく耐空証明を受けた者が行う航空法施行規則第十四条第一項に定める基準に適合する容器の接続は、互いに分離しないようにしてされたものであること。

臣の認可を受けた場合は当該認可に係る基準をもつて法第四十八条第一項第四号の経済産業省令で定める技術上の基準とすることができる。

（液化ガスの質量の計算の方法）

省令で定める方法は、次の算式によるものとする。

G = V / C

この式においてG、V及びCは、それぞれ次の数値を表わすものとする。

G 液化ガスの質量（単位 キログラム）の

数値

V 容器の内容積（単位 リットル）の数値

C 低温容器、超低温容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器に充填する液化ガスにあつては当該容器の常用の温度のうち最高のものにおける当該液化ガスの比重（単位 キログラム毎リットル）の数値に十分の九を乗じて得た数値の逆数（液化水素運送自動車用

容器にあつては、当該容器に充填すべき液化水素の大気圧における沸点下の比重（単位 キログラム毎リットル）の数値に十分の九を乗じて得た数値の逆数）、第二条第二十六条号の表上欄に掲げるその他のガスであつて、耐圧試験圧力が二十四・五メガパスカルの同表Aに該当する容器に充填する液化ガスにあつては温度四十度における圧力、同表Bに該当する容器に充填する液化ガスがあつては温度五十五度における圧力がそれぞれ十四・七メガパスカル以下となる当該液化ガス一キログラムの占める容積（単位 リットル）の数値、その他のものにあつては次の表の上欄に掲げる液化ガスの種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる定数

する。

（容器の加工の基準）

第二十二条 法第四十八条第四項各号の経済産業省令で定める方法は、次の算式によるものとする。

a 液化クロルメチル

液化塩化ビニル

液化フルオロカーボン四百四A

液化四ふつ化エチレン

液化フルオロカーボン百五十二

液化硫酸水素

液化ジメチルエーテル

液化モノメチルアミン

液化ジメチルアミン

液化メチルエーテル

液化ジメチルエチレン

液化炭酸ガス

液化亜酸化窒素

液化シアン化水素

液化アルコール

液化酸化チレン

液化フルオロカーボン千二百

液化フルオロカーボン五百

液化フルオロカーボン四百四A

液化フルオロカーボン三百

液化フルオロカーボン一百

液化フルオロカーボン五十

液化フルオロカーボン二十

液化フルオロカーボン十

液化フルオロカーボン五

液化フルオロカーボン二

液化フルオロカーボン一

液化フルオロカーボン零

液化フルオロカーボン



目なし容器（半導体製造用として大気圧の下で露点が零下六十度以下の別表第一に掲げる種類の高圧ガスを充填するためのものであつて、法第四十九条第一項に定める容器再検査の方法として超音波探傷を行うもの（以下「半導体製造用継目なし容器」という。）を除く。）、一般複合容器及びアルミニウム合金製スクリーパ用継目なし容器に係るものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、アルミニウム合金製スクリーパ用継目なし容器に係るものは、容器検査合格月の前月の末日又は第一号及び第三号に掲げるところにより行う容器再検査合格月の前月の末日から起算して四年一月を経過して最初に受ける容器再検査以外にあつては、第一号に掲げるもののうち經濟産業大臣が定めるもののみとすることができる。

容器は、次に規定するところにより外観検査を行い、これに合格するものであること。

イ 容器ごとに行うこと。

ロ 内面又は外面（アセチレンの容器であつて多孔質物を詰めてあるものについては、外面上に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ等がないものを合格とすること。

ハ 内容積が十五リットル以上百二十リットル未満の液化石油ガスを充填する容器（液化石油ガス自動車燃料装置用容器を除く。）

ニ 内面又は外面（アセチレンの容器であつて多孔質物を詰めてあるものについては、外面上に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ等がないものを合格とすること。

ハ 内容積が十五リットル以上百二十リットル未満の液化石油ガスを充填する容器（液化石油ガス自動車燃料装置用容器を除く。）

ハ 膨張測定試験にあつては漏れ又は異常膨張がなく、かつ、恒久増加率が十パーセント（一般複合容器にあつては五パーセント）以下のものを合格とし、加圧試験にあつては漏れ又は異常膨張がないものを合格とすること。

ハ 一般複合容器にあつては、告示で定める基準に適合するものであること。

四 法第四十九条第一項の經濟産業省令で定める規格のうち、超低温容器に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

イ 容器ごとに行うこと。

ロ 気密試験は、漏れがないものを合格とすること。

一 容器は、次に規定するところにより断熱性試験を行い、これに合格するものであること。

イ 気密試験は、容器ごとに行うこと。

ロ 気密試験は、漏れがないものを合格とすること。

二 容器は、次に規定するところにより断熱性能試験を行い、これに合格するものであること。

イ 断熱性能試験は、容器ごとに行うこと。

ロ 断熱性能試験は、侵入熱量が二・ジユール毎時一度・リットル（内容積が千リットルを超えるものにあつては、八・ジユール毎時一度・リットル）以下のものを合格とすること。

二 容器は、第一項第一号の例により外観検査を行い、これに合格するものであること。

イ 容器本体の底面と水平面との間隔を隔（容器を水平面に直立させた場合における当該容器本体の底面と水平面との間隔をいう。）が当該容器の底部の腐食の防止のため十分などを合格とすること。

二 液化石油ガスを充填する容器（ステンレス鋼、アルミニウム合金その他腐食しにくい材料で製造されたもの以外のものであつて、内容積が百二十リットル未満のものに限る。）にあつては、告示で定めるところにより適切な防錆塗装が行われたものであること。

三 容器は、次に規定するところにより耐圧試験を行い、これに合格するものであること。

イ 容器に対する安全率が三・五以上となるよう肉厚を定めた容器であつて内容積が二リットル以下のもの（金属ライナー製一般複合容器を除く。）高压ガス運送自動車用容器及びプラスチックライナー製一般複合容器にあつては加圧試験、それ以外の容器にあつては膨張測定試験を行うこと。

二 容器は、容器ごとに經濟産業大臣が定める規格のうち、半導体製造用継目なし容器に係るものは、次の各号に掲げるものとすること。

一 容器は、第一項第一号の例により外観検査を行い、これに合格するものとすること。

イ 容器は、容器ごとに告示で定めるところにより行う断熱性能試験又は保冷性能試験に合格するものであること。

二 容器は、容器ごとに告示で定めるところにより行う断熱性能試験又は保冷性能試験に合格するものであること。

三 容器は、容器ごとに告示で定めるところにより行う断熱性能試験又は保冷性能試験に合格するものであること。

四 その他の告示で定める基準に適合するものであること。

（附属品再検査の期間）

第二十七条 法第四十八条第一項第三号の經濟産業省令で定める期間は、次の各号に掲げるものとす

る。

及び圧縮水素運送自動車用容器に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

一 容器は、第一項第一号の例により外観検査（外面上に係るものに限る。）を行い、これに合格するものであること。

二 容器は、次に掲げるところにより漏えい試験を行い、これに合格するものであること。

イ 容器ごとに行うこと。

ロ 漏れがないものを合格とすること。

三 その他告示で定める基準に適合するものであること。

（附属品検査等合格日）

一 容器は、第一項第一号の例により外観検査（アルミニウム合金製スクリーパ用継目なし容器にあつては、容器検査合格月の前月の末日又は前条第一項第一号及び第三号に掲げたものとみなす。）から当該附属品が装置されている容器が附属品検査等合格日から二年を経過して最初に受けける容器再検査（アルミニウム合金製スクリーパ用継目なし容器にあつては、容器検査合格月の前月の末日又は前条第一項第一号及び第三号に掲げたものとみなす。）とすること。

二 容器は、次に掲げるところにより漏えい試験を行い、これに合格するものであること。

イ 容器ごとに行うこと。

二 容器は、第四項第二号の例により漏えい試験を行い、これに合格するものであること。

三 容器は、容器ごとに經濟産業大臣が定める規格のうち、液化天然ガス自動車燃料装置用容器に係るものは、次に掲げるものとする。

一 容器は、容器ごとに告示で定めるところにより行う超音波探傷試験に合格するものであること。

二 容器は、容器ごとに告示で定めるところにより行う断熱性能試験又は保冷性能試験に合格するものであること。

三 容器は、容器ごとに告示で定めるところにより行う断熱性能試験又は保冷性能試験に合格するものであること。

四 その他告示で定める基準に適合するものであること。

（附属品検査等合格日）

一 容器に装置されている附属品（次号から三号までに掲げるものを除く。）については、当該附属品が附屬品検査に合格した日（附属品再検査に合格したものにあつては、最近時の同検査に合格した日。以下この条において「附屬品検査等合格日」という。）から当該附屬品が装置されている容器が附屬品検査等合格日から二年を経過して最初に受けける容器再検査（アルミニウム合金製スクリーパ用継目なし容器にあつては、容器検査合格月の前月の末日又は前条第一項第一号及び第三号に掲げたものとみなす。）とすること。

二 容器は、次に掲げるところにより漏えい試験を行い、これに合格するものであること。

イ 容器ごとに行うこと。

二 容器は、第四項第二号の例により漏えい試験を行い、これに合格するものとすること。

三 容器は、容器ごとに告示で定めるところにより行う超音波探傷試験に合格するものであること。

四 その他告示で定める基準に適合するものであること。

（附属品検査等合格日）

一 容器に装置されている附属品（次号から三号までに掲げるものを除く。）については、当該附屬品が附屬品検査に合格した日（附属品再検査に合格したものにあつては、最近時の同検査に合格した日。以下この条において「附屬品検査等合格日」という。）から当該附屬品が装置されている容器が附屬品検査等合格日から二年を経過して最初に受けける容器再検査（アルミニウム合金製スクリーパ用継目なし容器にあつては、容器検査合格月の前月の末日又は前条第一項第一号及び第三号に掲げたものとみなす。）とすること。

二 容器は、次に掲げるところにより漏えい試験を行い、これに合格するものとすること。

イ 容器ごとに行うこと。

二 容器は、第四項第二号の例により漏えい試験を行い、これに合格するものとすること。

三 容器は、容器ごとに告示で定めるところにより行う超音波探傷試験に合格するものとすること。

四 その他告示で定める基準に適合するものであること。

（附属品再検査の期間）

第二十七条 法第四十八条第一項第三号の經濟産業省令で定める期間は、次の各号に掲げるものとす

る。

一 容器に装置されている附属品（次号から三号までに掲げるものを除く。）については、当該附屬品が附屬品検査に合格した日（附属品再検査に合格したものにあつては、最近時の同検査に合格した日。以下この条において「附屬品検査等合格日」という。）から当該附屬品が装置されている容器が附屬品検査等合格日から二年を経過して最初に受けける容器再検査（アルミニウム合金製スクリーパ用継目なし容器にあつては、容器検査合格月の前月の末日又は前条第一項第一号及び第三号に掲げたものとみなす。）とすること。

二 容器は、次に掲げるところにより漏えい試験を行い、これに合格するものとすること。

イ 容器ごとに行うこと。

二 容器は、第四項第二号の例により漏えい試験を行い、これに合格するものとすること。

三 容器は、容器ごとに告示で定めるところにより行う超音波探傷試験に合格するものとすること。

四 その他告示で定める基準に適合するものであること。

（附属品再検査の期間）

素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器、燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されている附属品が最初に受けた登録識別情報等通知書又は道路運送車両法第六十九条第四項の規定により交付を受けた自動車検査証返納証明書に記載された有効期間の満了する日までの間をもつて法第四十八条第一項第三号の期間とすることができる。

前一項の規定にかかわらず、経済産業大臣の認可を受けた場合又は災害その他やむを得ない事由により同項の期間内に附属品再検査を受けることが困難である場合は、それぞれ当該認可に係る期間又は経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間をもつて法第四十八条第一項第三号の経済産業省令で定める期間とすることができる。

(附属品再検査の方法)

**第二十八条 法第四十九条の四第一項の経済産業省令で定める方法は、告示で定めるものとする。**

前項の規定にかかわらず、経済産業大臣の認可を受けた場合は、当該認可に係る方法をもつて法第四十九条の四第一項の経済産業省令で定める附属品再検査の方法とすることができる。

(附属品再検査における附属品の規格)

前項の規定にかかる場合は、当該認可に係る方法をもつて法第四十九条の四第二項の経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の規格は、次の各号に掲げるものとする。

一 附属品は、次に規定するところにより外観検査を行い、これに合格するものであること。

イ 附属品ごとに行うこと。

ロ 附属品の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しづ、変形等がないものを合格とすること。

二 附属品(圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されているものを除く。)は、次に規定するところにより気密試験を行い、これに合格するものであること。

イ 附属品ごとに行うこと。

イ 附属品ごとに行うこと。

ものに装置されている附属品については、同一の附属品製造所において同一の年月日に同一のチャージから製造された附属品であつて大きさ及び形状が同一であるもののうちから任意に採取した一個について行うものは、合格したものとみなす。

口 当該附属品が装置される容器の種類に応じた気密試験圧力(液化水素運送自動車用低圧安全弁にあつては、当該安全弁が装置された液化水素運送自動車用容器に充填すべき液化水素の体積が容器の内容積の九十八パーセントとなる圧力の数値の三分の二倍の圧力(以上の圧力を加えた場合に、漏れ等がないものを合格とする)。

三 附属品(半導体製造用器具に装置されているものに限る。)は、経済産業大臣が定めることにより行う書類検査に合格するものであること。

四 附属品(圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されているものに限る。)は、次に規定するところにより漏えい試験を行い、これに合格するものであること。

イ 附属品ごとに行うこと。

ロ 漏れのないものを合格とすること。

**第二十九条 法第四十九条の四第二項の経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の規格は、次の各号に掲げるものとする。**

一 附属品は、次に規定するところにより外観検査を行い、これに合格するものであること。

イ 附属品ごとに行うこと。

ロ 附属品ごとに行うこと。

六 バルブ(圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に用いるものに限る。)にあつては、告示で定める基準に適合するものであること。

イ 開閉操作が容易であり、かつ、円滑に動作するものであること。

口 液化石油ガスを充填する容器に装置するバルブであつてグランドナットにバルブの開閉のためのねじが切つてある構造のものにあつては、グランドナットをピン又はナット等によりバルブ本体に適切に固定してあること。

七 安全弁(圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されたもの並びに破裂板及び溶栓を除く。以下この号において同じ。)においては、当該安全弁の装置された容器に充填される高圧ガスの種類に応じた耐圧試験圧力の十分の八以下(プラスチックライナー製一般複合容器に装置される附属品にあつては耐圧試験圧力以下、液化水素運送自動車用低圧安全弁にあつては当該安全弁が装置される液化水素運送自動車用容器に充填すべき液化水素の体積が容器の内容積の九十八パーセントとなる圧力以下、液化水素運送自動車用高圧安全弁にあつては気密試験圧力以上当該液化水素の体積が容器の内容積の九十八パーセントとなる圧力以下、液化水素運送自動車用高圧安全弁にあつては気密試験圧力以上最高充填圧力の数値の一・三倍以下)の圧力を加えた場合、作動するものであること。

八 緊急しや断装置にあつては、遠隔操作により作動することができるものであること。

前項の規定にかかわらず、保安上支障のないものとして別に告示で定める場合にあつては当該告示で定める規格をもつて、経済産業大臣の認可を受けた場合は、当該認可に係る規格をもつて法第四十九条の四第二項の経済産業省令で定める規格とすることができる。

(容器検査所の登録の手続)

**第三十条 法第四十九条第一項の登録を受けようとする者は、容器検査所ごとに、様式第五の容器検査所登録申請書に検査設備明細書を添えて、容器検査所の所在地を管轄する都道府県知事(当該容器検査所が指定都市の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該容器検査所の所在地を管轄する指定都市の長。次条第一項、第三十一条の二第二項、第三十五条及び第三十九条において同じ)に提出しなければならない。**

2 前項の検査設備明細書には、第三十三条に掲げる基準に対応する事項を記載しなければならない。

(容器検査所の登録の更新の手続)

**第三十一条 法第五十条第一項の規定により登録の更新を受けようとする者は、容器検査所ごとに、様式第六の容器検査所登録更新申請書を容器検査所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。**

2 前項の申請書に検査設備明細書を添付しなければならない。

(法第五十条第二項第三号の経済産業省令で定める者)

2 前項の申請の際、検査設備が当該容器検査所の登録(登録の更新を受けているときは、前回の登録)を受けたときのものと異なるときは、前項の申請書に検査設備明細書を添付しなければならない。

(法第五十条第二項第三号の経済産業省令で定める者)

2 前項の登録を受けたときは、前回の登録(登録の更新を受けているときは、前回の登録)を受けたときのものと異なるときは、前項の申請書に検査設備明細書を添付しなければならない。

2 前項の登録を受けた者は、精神の機能の障害により容器再検査又は附属品再検査を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

2 法第四十九条第一項の登録を受けた者、法人であつてその業務を行つ役員又はこれらの法定代表人若しくは同居の親族は、当該登録を受けた者は又は法人であつてその業務を行つ役員が精神の機能の障害を有する状態となり、容器再検査又は附属品再検査の適正な実施が著しく困難となつたときは、容器検査所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出るものとする。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治療の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

(容器検査所の登録票)

**第三十二条 都道府県知事又は指定都市の長は、法第五十条第三項の規定により容器検査所の登録又はその更新をしたときは、登録又はその更新を受けた者に対し、様式第七の容器検査所登録票を交付する。**

2 前項の容器検査所登録票の交付を受けた者は、交付を受けた日から五年を経過したとき、容器再検査の業務を廃止したとき又は法第五十三条の規定によりその登録を取り消されたときは、遅滞なく、当該容器検査所登録票を、それを交付した都道府県知事又は指定都市の長に返納しなければならない。

## (検査設備の基準)

第三十三条 法第五十条第三項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 溶接容器、ろう付け容器、一般継目なし容器、一般複合容器又はアルミニウム合金製スクリーパ用継目なし容器を再検査する容器検査所にあつては、次に掲げる検査設備(再検査をする容器及びその規格に応じたものに限る。以下この条において同じ。)を備えること。

二 容器のさび落しのための設備(低温容器に係るもの)を除く)、洗净及び乾燥のための設備

三 容器の傷、腐食等の寸法を測定するための設備

四 涼化天然ガス自動車燃料装置用容器の再検査をする容器検査所にあつては、次に掲げる検査設備を備えること。

## イ 前号イからニまでに掲げる設備

## ロ 断熱性能試験又は保冷性能試験のための設備

五 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されている附属品以外の附属品の再検査をする容器検査所にあつては、気密試験及び性能試験のための検査設備を備えること。

六 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素運送自動車用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器に装置されている附属品の再検査をする容器検査所にあつては、漏えい試験のための検査設備を備えること。

七 前各号に定める検査設備は、それぞれ告示で定める基準に適合するものであること。

(検査主任者の資格)

八 半導体製造用継目なし容器にあっては、半導体製造用継目なし容器の表示(記号 V C)と同一の表示(記号 U T)。

九 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては年月

十 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては年月

十一 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては年月

十二 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては年月

十三 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては年月

十四 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては年月

十五 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては年月

十六 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては年月

十七 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては年月

十八 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては年月

十九 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては年月

二十 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては年月

二十一 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては年月

二十二 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては年月

二十三 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては年月

二十四 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては年月

二十五 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては年月

二十六 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては年月

二十七 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては年月

二十八 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては年月

二十九 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては年月

三十 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては年月

装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器並びに圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されている附属品を検査する容器検査所にあつては、自動車整備士技能検定規則(昭和二十六年運輸省令第七十一号)第二条の規定に基づく一级大型自動車整備士、一级小型自動車整備士、一级二輪自動車整備士、二级ガソリン自動車整備士、二级ジーゼル自動車整備士又は二级二輪自動車整備士の資格を有する者は、自動車整備士技能検定規則(昭和二十六年運輸省令第七十一号)第二条の規定に基づく一级大型自動車整備士、一级小型自動車整備士、一级二轮自动车整备士、二级ガソリン自动车整备士、二级ジーゼル自动车整备士又是前条に規定する資格を有することを証する書面添付を省略することができる。

(容器再検査における放射線検査)

第三十六条 都道府県知事、指定都市の長、協会、指定容器検査機関又は法第四十九条第一項の容器検査所の登録を受けた者は、同項の容器

再検査に際し、容器再検査を受ける者が希望する場合には、溶接容器について放射線検査を行なう。

2 都道府県知事、指定都市の長、協会、指定容器検査機関又は法第四十九条第一項の容器検査所の登録を受けた者は、前項の放射線検査に合格した容器には「放」の文字を打刻等により明示するものとする。

(容器再検査に合格した容器の刻印等)

第三十七条 法第四十九条第三項の規定により、刻印しようとする者は、次に掲げる方式に従つて行わなければならない。

一 第八条第一項又は第六十二条の刻印の下又は右に次に掲げる事項を刻印するものとす

る。ただし、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器に掲げるものを除く)、国際圧縮水素自動車

燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装

置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器に合格したときの充填可能期限年月日の刻

容器であつて、自動車又は二輪自動車に装置された状態で刻印をすることが困難な場合は、次項第五号に規定する方式に従つて行う標章の掲示をもつて、又は圧縮水素運送自動車用容器であつて、自動車に装置された状態で刻印をすることが困難な場合は、次項第六号に規定する方式に従つて行う標章の掲示をもつて法第四十九条第三項の刻印に代えることができる。

イ 検査実施者の名称の符号

ロ 容器再検査の年月(内容積四千リットル以上の容器、高压ガス運送自動車用容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては年月)

水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素運送自動車用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されている附属品の再検査をする容器検査所にあつては、漏えい試験及び性能試験のための検査設備を備えること。

印の下又は右に刻印し、前回の超音波探傷試験のときの充填可能期限年月日の刻印を二本の平行線の刻印で消すものとする。

三 前回の容器再検査（容器再検査を受けたことのない容器については、容器検査。以下この号及び次項第四号において同じ。）のときの質量に変化がある場合にあつては、容器再検査のときの質量を前回の容器再検査のときの質量の刻印の下又は右に刻印し、前回の容器再検査のときの質量の刻印を二本の平行線の刻印で消すものとする。ただし、アセチレンの容器であつて多孔質物を詰めてあるもの、低温容器及び自動車に装置された状態での液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器にあつては、この限りでない。

2

法第四十九条第四項の規定により、標章を表示しようとする者は、超低温容器、半導体製造用継目なし容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器、金属ライナー製一般複合容器（フルラップに限る）、プラスチックライナー製一般複合容器及び圧縮水素運送自動車用容器以外の容器にあつては次の第一号及び第四号に、超低温容器にあつては第一号の二に、半導体製造用継目なし容器にあつては第一号から第四号までに、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては第六号にそれぞれ掲げる方式に従つて行わなければならない。

一 檢査実施者の名称の符号及び容器再検査の年月（内容積四千リットル以上の容器及び高圧ガス運送自動車用容器にあつては年月日）を明瞭に、かつ、消えないように、容器検査に合格した際に当該容器に付けられた第八条第三項又は第六十二条の標章にされた同項の規定による打刻の下又は右に打刻の下又は右に掲げること。

二 前号に掲げる方式とする。ただし、当該方式が困難な容器にあつては、検査実施者

の名称の符号及び容器再検査の年月（内容積

四千リットル以上の容器及び高圧ガス運送自動車用容器にあつては年月日）を明瞭に、かつ、消えないようアルミニウム箔に打刻又は印字したもの（ただし、検査実施者の名称の符号は打刻に限る。）を、取れないよう、容器再検査に合格した際に当該容器に貼付された第八条第三項又は第六十二条の標章にされた同項の規定による打刻又は印字の下又は右に刻印することをもつてこれに代えることができる。

二 半導体製造用継目なし容器にあつては、一号の薄板に前項第一号ハの記号を明瞭に、か

つ、消えないよう打刻すること。

三 半導体製造用継目なし容器であつて第二十一条第一項の告示で定める方法により附属品を取り外してバルブ取付け部ねじについて外観検査を行つたものにあつては、前号に続けて前項第一号ニの記号を明瞭に、かつ、消えないように打刻すること。

四 前回の容器再検査のときの質量に変化がある場合にあつては、第一号の薄板に容器再検査のときの質量を明瞭に、かつ、消えないよう打刻を二本の平行線の打刻で消すこと。ただし、アセチレンの容器であつて多孔質物を詰めてあるもの及び低温容器にあつては、この限りでない。

五 告示で定める証票を告示で定めるところにより貼付する。

六 アルミニウム箔に検査実施者の名称の符号及び容器再検査の年月（圧縮水素運送自動車用容器にあつては年月日）を明瞭に、かつ、消えないよう打刻したものを、取れないよう、容器検査に合格した際に当該容器に付けられた第八条第三項又は第六十二条の標章にされた同項の規定による打刻の下又は右に貼付すること。

前二項の規定にかかるらず、航空法第十条の規定に適合する容器については航空法施行規則

第十四条の二第十項に定める基準をもつて、經濟産業大臣の認可を受けた場合は、当該認可に係る基準をもつて法第四十九条第三項の刻印又は同条第四項の標章の掲示とすることができる。

（附屬品再検査に合格した附屬品の刻印）

第三十八条 法第四十九条の四第三項の規定により、刻印をしようとする者は、検査実施者の名

称の符号及び附屬品再検査の年月日（国際庄重

水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に装置されるべき附屬品であつては、年月）を第十八条第一項又は第六十条の刻印の下又は右に刻印する方式に従つて表示しようとする者は、超低温容器、半導体製造用継目なし容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、金属ライナー製一般複合容器（フルラップに限る）、プラスチックライナー製一般複合容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあつては次の第一号及び第四号に、超低温容器にあつては第一号の二に、半導体製造用継目なし容器にあつては第一号から第四号までに、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては第六号にそれぞれ掲げる方式に従つて行わなければならない。

一 檢査実施者の名称の符号及び容器再検査の年月（内容積四千リットル以上の容器及び高圧ガス運送自動車用容器にあつては年月日）を明瞭に、かつ、消えないように打刻した薄板を、取れないように、容器検査に合格した際に当該容器に付けられた第八条第三項又は第六十二条の標章にされた同項の規定による打刻の下又は右に貼付すること。

二 容器等検査規程

第三十九条 法第五十六条の二の規定により容器検査所の再検査の業務の廃止届出を行う者は、様式第九の容器検査所廃止届書をその容器検査所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

第四十条 法第四十九条の五第一項の経済産業省令で定める容器等事業区分は、別表第一の上欄における区分に従つて区分された同表下欄に掲げる第一類から第十六類までの区分とする。（登録の申請）

第四十一条 法第四十九条の五第二項第四号の経済産業省令で定める容器等検査機関による調査にあつては、前項の書面に係る部分は省略することができます。

#### 第八章 容器等検査に係る登録

##### 第一節 登録の基準等

第四十二条 法第四十九条の五第二項第五号の経済産業省令で定める容器等製造設備は、容器等事業区分に応じて必要なものとし、法第四十九条の七第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、自主検査を行う容器を適切に製造する能力を有するものとする。

##### （容器等製造設備）

第四十三条 法第四十九条の五第二項第五号の経済産業省令で定める容器等検査設備は、容器等事業区分に応じて必要なものとし、法第四十九条の七第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、自主検査を行う容器を適切に検査する能力を有するものとする。

##### （容器等検査設備）

第四十四条 法第四十九条の五第二項第六号の経済産業省令で定める品質管理の方法等に関する事項は、日本工業規格Z9901（1994）の品質システム要求事項のうち、自主検査を行う技術上の基準は、日本工業規格Z9901（1994）の品質システム要求事項に規定さる基準のほか、自主検査を行う容器等に係る品質管理の方法等を適切なものとするために必

要なものとする。

四 工場又は事業場の図面

第三十九条 第一項の申請書に第四十六条第二項の書面を添えない場合にあつては、様式第十一による検査申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

五 第一項の申請書には、その申請に係る工場又は事業場における品質管理の方法及び検査のための組織（以下「品質管理の方法等」という。）が第四十四条第二項で定める技術上の基準のうち工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）Z9901（1994）又は日本工業規格Z9902（1994）に規定された八条の刻印をしなければならない。ただし、刻印すことが適当でない附屬品については、告示で定め方式をもつてこれに代えることができる。

六 前項の規定にかかわらず、航空法第十条の規定に適合する附屬品については航空法施行規則第十四条の二第十項に定める基準をもつて、経済産業大臣の認可を受けた場合は、当該認可に係る基準をもつてこれに代えることができる。

査申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

四 第一項の申請書には、その申請に係る工場又は事業場における品質管理の方法及び検査のための組織（以下「品質管理の方法等」という。）が第四十四条第二項で定める技術上の基準のうち工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）Z9901（1994）又は日本工業規格Z9902（1994）に規定された八条の刻印をしなければならない。ただし、刻印すことが適当でない附屬品については、告示で定め方式をもつてこれに代えることができる。

五 第一項の申請書には、その申請に係る工場又は事業場における品質管理の方法及び検査のための組織（以下「品質管理の方法等」という。）が第四十四条第二項で定める技術上の基準のうち工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）Z9901（1994）又は日本工業規格Z9902（1994）に規定された八条の刻印をしなければならない。ただし、刻印すことが適當でない附屬品については、告示で定め方式をもつてこれに代えることができる。

六 前項の規定に適合する附屬品については航空法施行規則第十四条の二第十項に定める基準をもつて、経済産業大臣の認可を受けた場合は、当該認可に係る基準をもつてこれに代えることができる。

(検査員の条件及び数)

**第四十五条** 法第四十九条の七第四号の経済産業省令で定める条件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状

若しくは甲種化学責任者免状の交付を受け、又は学校教育法による大学若しくは高等専門学校若しくは従前の規定による大学若しくは専門学校において理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業し(当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む)、かつ、容器又は附属品の検査に一年以上従事した経験を有すること。

二 学校教育法による高等学校又は従前の規定による工業学校において工学に関する課程を修めて卒業し、かつ、容器又は附属品の検査に一年以上従事した経験を有すること。

三 容器又は附属品の検査に五年以上従事した経験を有すること。

法第四十九条の八第一項の調査を受けようとする容器等製造業者は、様式第十二にによる調査申請書を協会又は検査組織等調査機関に提出しなければならない。

法第四十九条の八第二項の書面の様式は、様式第十三のとおりとする。

(登録の更新)

**第四十六条** 法第四十九条の八第一項の調査を受けようとする容器等製造業者は、様式第十二にによる調査申請書を協会又は検査組織等調査機関に提出しなければならない。

法第四十九条の八第二項の書面の様式は、様式第十三のとおりとする。

(登録の届出)

**第四十七条** 法第四十九条の九の登録の更新を受けようとする者は、第四十一条第一項の規定の例により、申請をしなければならない。

(登録証)

**第四十八条** 法第四十九条の十一第一項の登録証の様式は、様式第十四のとおりとする。

(変更の届出)

**第四十九条** 法第四十九条の十二の変更を届け出ようとする者は、様式第十五による変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(軽微な変更)

**第五十条** 法第四十九条の十二の経済産業省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

一 登録に係る容器等製造設備の同等以上の能力を有する製造設備への変更

二 登録に係る容器等検査設備の同等以上の能力を有する検査設備への変更

三 登録に係る品質管理の方法及び検査のための組織に関する事項であつて、次のイ及びロに掲げるもの

イ 日本工業規格Z9901(1994)の管理責任者が不在のとき、その権限及び責任を代行する者の変更

ロ 材料、部品等の購入先の変更

(廃止の届出)

**第五十二条** 法第四十九条の十四の規定により登録に係る事業の廃止を届け出ようとする者は、様式第十六による事業廃止届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(登録証の再交付)

**第五十三条** 法第四十九条の十五の規定により登録証の再交付を受けようとする者は、様式第十七による登録証再交付申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(登録簿の贈本の交付又は閲覧の請求)

**第五十四条** 法第四十九条の二十の規定により登録簿の贈本の交付又は閲覧を請求しようとする者は、様式第十八による登録簿贈本交付(閲覧)請求書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(登録簿の贈本の交付又は閲覧の請求)

**第五十五条** 法第四十九条の三十一第一項において準用する法第四十九条の十四の規定による廃止の届出をしようとする外国登録容器等製造業者は、様式第二十二による変更届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

**第五十六条** 法第四十九条の三十一第二項において準用する法第四十九条の三十一第二項において準用する法第四十九条の十五の規定による登録証の再交付を受けようとする外国登録容器等製造業者は、様式第二十四による登録証再交付申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(准用)

**第五十七条** 法第四十九条の二十一第一項及び法第四十九条の三十三第一項の規定により、同項の容器の型式承認を受けようとする者は、様式第二十五の容器型式承認申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(型式承認に要する容器及び書類)

(容器の型式承認の申請)

**第五十八条** 法第四十九条の二十一第一項及び法第四十九条の三十三第二項において準用する場合の容器の型式承認を受けようとする者は、様式第二十五の容器型式承認申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(型式承認に要する容器及び書類)

**第五十九条** 経済産業大臣は、法第四十九条の二十三第三項により当該容器が試験に合格したときは、様式第二十八の容器型式試験合格証を発行しなければならない。

(容器型式試験合格証)

**第六十条** 法第四十九条の二十三第一項の試験のうち、容器に係るものを受けようとする者は、様式第二十七の容器型式試験申請書を協会又は指定容器検査機関に提出しなければならない。

(試験の申請)

**第六十一条** 協会又は指定容器検査機関は、法第四十九条の二十三第三項により当該容器が試験に合格したときは、様式第二十八の容器型式試験合格証を発行しなければならない。

(登録容器製造業者及び外国登録容器製造業者が行う刻印等の方式)

**第六十二条** 法第四十九条の三十三第二項において準用する法第四十九条の三十三第三項において準用する場合を含む)の規定により、刻印等をしようとする者は、第八条の例によらなければならぬ。この場合において、「検査実施者の名称の符号」とあるのは「型式承認番号」と、

「容器製造業者(検査を受けた者が容器製造業者と異なる場合にあつては、容器製造業者及び検査を受けた者)」とあるのは「登録容器製造業者」と、「容器検査に合格した」とあるのは「容器を製造した」と読み替えるものとする。

(附属品の型式承認の申請)

**第六十三条** 法第四十九条の二十一第一項及び法第四十九条の三十三第一項の規定により、同項の附属品の型式承認を受けようとする者は、様式第二十九の附属品型式承認申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(型式承認に要する附属品及び書類)

**第六十四条** 法第四十九条の二十一第三項の経済産業省令で定める附属品の型式承認に係るものは、次の方に掲げるものとする。

一 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、様式第二十九の附属品型式承認申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

二 法第四十九条の二十一第三項の経済産業省令で定める書類のうち、附属品の型式承認に係るものは、次の方に掲げるものとする。

三 法第四十九条の三十一第二項において準用する法第四十九条の八第一項の規定により協会等

一 構造図

二 肉厚計算書

三 材料証明書

(容器型式承認証)

一 による調査を受けようとする者は、様式第二十

項の申請に準用する。

二 外国登録容器等製造業者の変更の届出等)

三 による調査申請書を協会等に提出しなければならない。

**第四十一条** 第四項及び第五項の規定は、第一

項の申請に準用する。

**第五十五条** 法第四十九条の三十一第二項において準用する法第四十九条の十二の規定による変更の届出をしようとする外国登録容器等製造業者は、様式第二十二による変更届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

**第五十六条** 法第四十九条の三十一第二項において準用する法第四十九条の十四の規定による廃止の届出をしようとする外国登録容器等製造業者は、様式第二十三による廃止届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

**第五十七条** 法第四十九条の三十一第二項及び法第四十九条の三十三第一項の規定により、同項の容器の型式承認を受けようとする者は、様式第二十五の容器型式承認申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

**第五十八条** 法第四十九条の三十三第二項において準用する法第四十九条の三十三第三項の規定により、同項の容器の型式承認を受けようとする者は、様式第二十五の容器型式承認申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

**第五十九条** 経済産業大臣は、法第四十九条の二十三第三項により当該容器が試験に合格したときは、様式第二十八の容器型式試験合格証を発行しなければならない。

**第六十条** 法第四十九条の二十三第一項の試験のうち、容器に係るものを受けようとする者は、様式第二十七の容器型式試験申請書を協会又は指定容器検査機関に提出しなければならない。

**第六十一条** 協会又は指定容器検査機関は、法第四十九条の二十三第三項により当該容器が試験に合格したときは、様式第二十八の容器型式試験合格証を発行しなければならない。

**第六十二条** 法第四十九条の三十三第二項において準用する法第四十九条の三十三第三項において準用する場合を含む)の規定により、刻印等をしようとする者は、第八条の例によらなければならぬ。この場合において、「検査実施者の名称の符号」とあるのは「型式承認番号」と、

「容器製造業者(検査を受けた者が容器製造業者と異なる場合にあつては、容器製造業者及び検査を受けた者)」とあるのは「登録容器製造業者」と、「容器検査に合格した」とあるのは「容器を製造した」と読み替えるものとする。

(附属品の型式承認の申請)

**第六十三条** 法第四十九条の二十一第一項及び法第四十九条の三十三第一項の規定により、同項の附属品の型式承認を受けようとする者は、様式第二十九の附属品型式承認申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(型式承認に要する附属品及び書類)

**第六十四条** 法第四十九条の二十一第三項の経済産業省令で定める書類のうち、附属品の型式承認に係るものは、次の方に掲げるものとする。

一 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、様式第二十九の附属品型式承認申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

二 法第四十九条の二十一第三項の経済産業省令で定める書類のうち、附属品の型式承認に係るものは、次の方に掲げるものとする。

三 法第四十九条の三十一第二項において準用する法第四十九条の八第一項の規定により協会等

一 構造図

二 材料証明書

(附属品型式承認証)

第六十五条 経済産業大臣は、法第四十九条の二式第三十の附属品型式承認証を交付するものとする。

十二により附属品の型式を承認したときは、様式第三十一の附属品型式試験申請書を協会又は指定容器検査機関に提出しなければならない。

第六十六条 法第四十九条の二十三第一項の試験のうち、附属品に係るものを受けようとする者は、様式第三十一の附属品型式試験申請書を協会又は指定容器検査機関に提出しなければならない。

(附属品型式試験合格証)

第六十七条 協会又は指定容器検査機関は、法第四十九条の二十三第三項により当該附属品が試験に合格したときは、様式第三十一の附属品型式試験合格証を発行しなければならない。  
(登録附属品製造業者及び国外登録附属品製造業者が行う刻印)

法第四十九条の二十五第三項(法第四十九条の三十二第二項において準用する場合を含む)の規定により刻印をしようとする者は、第十八条の例によらなければならない。この場合において、「附属品検査に合格した」とあるのは「附属品を製造した」と、「検査実施者の名称の符号」とあるのは「型式承認番号」と、「附属品製造業者(検査を受けた者が附属品製造業者と異なる場合にあつては、附属品製造業者及び検査を受けた者)」とあるのは「登録附属品製造業者」と読み替えるものとする。

第九章 雜則

(容器の規格不適合の報告)

第六十九条 協会又は指定容器検査機関は、法第五十六条第二項の報告をしようとするときは、当該容器の所在地を管轄する産業保安監督部長(内容積が五百リットル以下の容器(鉄道車両に固定するものを除く)に係るものにあつては、当該容器の所在地を管轄する都道府県知事)に提出しなければならない。

(附属品の規格不適合の報告)

第七十条 協会又は指定容器検査機関は、法第五十六条第四項において準用する同条第二項の報告をしようとするときは、様式第三十四の附属品規格不適合報告書を当該附属品の所在地を管轄する産業保安監督部長(内容積が五百リットル以下で溶接容器等(シアノ化水素、アンモニア又は

ル以下の容器(鉄道車両に固定するものを除く。)に装置される附属品にあつては、当該附属品の所在地を管轄する都道府県知事)に提出しなければならない。

第七十一条 法第六十条第一項の帳簿に記載すべき事項は、次の表の上欄に掲げる記載すべき者の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

記載すべき者	記載すべき事項
--------	---------

記載すべき者	記載すべき事項
業者	一 刻印等がされたとき。
製造業者	一 一式承認番号(自主検査刻印等のある容器に限る)、容器の記号及び番号、充填すべきガスの種類、内容積、製造年月日、容器検査の年月日(自主検査刻印等のある容器を除く)、場所及び成績並びに材料の製造者
容器	二 容器を譲渡したとき。
検査所の登録を受けた者	一 容器再検査をしたとき。
検査所の登録を受けた者	二 容器の記号及び番号並びに容器再検査の年月日及び成績
渡年月日	一 容器の記号及び番号並びに容器再検査の年月日及び成績

塩素を充填するためのものを除く。)であつて、昭和三十年七月以降において法第四十四条第一項に規定する容器検査又は第三十六条第一項に規定する放射線検査に合格したものについては、経過年数二十年未満のものは前項に掲げる事項を記載した日から二年を経過する日から起算して一月を経過するまでの間、経過年数二十年以上のものは前項に掲げる事項を記載した日から五年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、

一般複合容器については、前項に掲げる事項を記載した日から三年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、

三 一般継目なし容器については、前項に掲げる事項を記載した日から五年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

四 一般複合容器については、前項に掲げる事項を記載した日から四年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

五 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器については、経過年数四年以下のものは前項に掲げる事項を記載した日から四年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、経過年数四年を超えるものは前項に掲げる事項を記載した日から二年二月を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

六 國際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器について

七 アルミニウム合金製スクレーパー用継目なし容器については、前項に掲げる事項を記載した日から五年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

八 自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器について

九 再充填禁止容器については、前項に掲げる事項を記載した日から六年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

十 容器に装置されている附属性品(次号及び第十二号に掲げるものを除く。)については、前項に掲げる事項を記載した日から四年を経過して最初に受けける容器再検査(アルミニウム合金製スクレーパー用継目なし容器にあつては、同項に掲げる事項を記載した日から四年を経過して最初に受けける容器再検査)までの期間を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

十一 内容積が四千リットル未満の容器(液化石油ガスを充填するためのものに限り、高圧ガス運送自動車用容器又は鉄道車両に固定されたものを除く。)に装置されている附属性品については、経過年数六年六月以下のものは前項に掲げる事項を記載した日から二年を経過して最初に受けける容器再検査の日までの期間を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、経過年数六年六月を超えるものは前項に掲げる事項を記載した日から一年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、経過年数六年六月を超過するものは前項に掲げる事項を記載した日から一年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

十二 自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器に装置されている附属性品については、経過年数七年六月以下のものは前項に掲げる事項を記載した日から二年を経過して最初に受けける容器再検査の日までの期間を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、経過年数七年六月を超えるものは同項に掲げる事項を記載した日から一年を経過する日からの間

十三 容器に装置されていない附属性品について

十四 前項の規定にかかるらず、容器製造業者及び容器検査所の登録を受けた者が第一項に掲げる事項を記載した日から二年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

十五 前項の規定にかかるらず、容器製造業者及び容器検査所の登録を受けた者が第一項に掲げる事項を記載した日から二年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

十六 第二十四条第二項の自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器であつて、容器再検査に備え、保存しなければならない期間は、次の各号に定める期間とする。

一 第二十四条第二項の自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器であつて、容器再検査を受けたことのないものについては、第一項に

掲げる事項を記載した日から第二十四条第二項に規定する期間を経過する日から起算して一月を経過するまでの間

二 第二十四条第三項の経済産業大臣の認可を受ける場合については、第一項に掲げる事項を記載した日から第二十四条第三項に規定する経済産業大臣の認可に係る期間を経過する日から起算して一月を経過するまでの間

三 第二十七条第二項の経済産業大臣の認可を受ける場合については、第一項に掲げる事項を記載した日から第二十七条第二項に規定する経済産業大臣の認可に係る期間を経過する日から起算して一月を経過するまでの間

四 前二項の規定にかかるらず、容器製造業者が容器を譲渡した場合は、容器製造業者が第一項に掲げる事項を記載した帳簿を容器ごとに備え、保存しなければならない期間は、次の各号に定める期間とする。

一 再充填禁止容器以外の容器については、第一項に掲げる事項を記載した日から最初に受けた容器再検査の日までの期間を経過する日から起算して一月を経過するまでの間

二 再充填禁止容器については、第一項に掲げる事項を記載した日から六年を経過する日から起算して一月を経過するまでの間

(鉄道車両に固定する容器等の規格)

第五条 鉄道車両に固定する容器の容器検査又は容器再検査における規格は、第七条又は第二十六条の規定にかかるらず、経済産業省・国土交通省告示で定めるものとする。

第六条 この省令は、昭和四十一年十月一日から施行する。

### 附 則 (昭和四二年一月一〇日通商産業省令第四四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四二年一月一〇日通商産業省令第一五〇号)抄

この省令は、昭和四十二年十一月十五日から施行する。ただし、容器保安規則第四十三条の改正規定は昭和四十三年一月一日から、同規則第四十三条の改正規定は同年五月一日から施行する。

1 この省令は、昭和四二年四月二二日通商産業

2 この省令は、昭和四二年四月二二日通商産業

3 この省令は、昭和四二年四月二二日通商産業

4 この省令は、昭和四二年四月二二日通商産業

5 この省令は、昭和四二年四月二二日通商産業

6 この省令は、昭和四二年四月二二日通商産業

1 この省令は、高圧ガス取締法の一一部を改正する法律(昭和五十年法律第三十号)以下「改正法」という)の施行の日(昭和五十一年二月二十二日)から施行する。

2 改正法附則第九条第一項の規定により読み替えて適用される法第四十九条第四項の規定により、容器に法第四十五条の二第一項の刻印をする場合については、改正後の容器保安規則(以下「新規則」という)第三十六条の二第一号の規定中検査実施者の名称の符号に係る部分は、適用しない。

3 この省令の施行前に法第四十四条第一項の容器検査に合格した容器であつて、液化石油ガス以外の可燃性ガス、毒性ガス(塩素を除く)又は酸素の液化ガスを充てんする内容積が五千リットル以上のもの(液化石油ガス以外の可燃性ガスであつて大気圧における沸点が零度以下のものを充てんする内容積が五千リットル以上)のものであつて当該ガスを温度零度以下又は当該ガスの気相部における常用の圧力が一キログラム毎平方センチメートル以下の液体の状態で充てんするものを除く)については、昭和五十三年一月三十一日までの間は、新規則第四十二条第三号の規定は、適用しない。

4 この省令の施行前に法第四十四条第一項の容器検査に合格した容器であつて新規則第四十七条第二号の二及び第二号の三に規定する容器に相当するものがこの省令の施行後最初に受けるべき容器再検査の日については、これらの規定にかかるらず、改正前の容器保安規則第四十七条第二号に規定する容器の再検査の期間により計算して得られる日とする。

5 容器積五十五リットル以上百二十リットル未満の容器(液化石油ガスを充てんするためのものに限る)であつて、深絞りにより製造をした二部制のものについては、当分の間に新規則第四十七条第二号の二の規定の適用に関するものである従前の例による。

1 この省令は、昭和六〇年一月二一日通商産業

2 この省令は、昭和六〇年一月二一日通商産業

3 この省令は、昭和六〇年一月二一日通商産業

4 この省令は、昭和六〇年一月二一日通商産業

5 この省令は、昭和六〇年一月二一日通商産業

6 この省令は、昭和六〇年一月二一日通商産業

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、この省令による改正後の容器保安規則(以下「新規則」という)第三十四条の二、第三十六条の二、第四十一条及び第四十二条の二の規定は、公布の日から起算して九月を経過した日から施行する。

2 (施行期日)この省令は、公布の日から施行する。ただし、この省令による改正後の容器保安規則(以下「新規則」という)第三十四条の二、第三十六条の二、第四十一条及び第四十二条の二の規定は、公布の日から起算して九月を経過した日から施行する。

3 この省令の施行前に高圧ガス取締法第四十七条第一項ただし書に規定する特定容器となつてゐるものであつてこの省令の施行後に容器再検査を受けたことのないものについては、新規則第四十七条第一項ただし書の規定は適用しない。

4 この省令の施行前に法第四十四条第一項の容器検査に合格した容器であつて新規則第四十七条第二号の二及び第二号の三に規定する容器に相当するものがこの省令の施行後最初に受けるべき容器再検査の日については、これらの規定にかかるらず、改正前の容器保安規則第四十七条第二号に規定する容器の再検査の期間により計算して得られる日とする。

1 この省令は、昭和六一年三月三一日通商産業

2 この省令は、昭和六一年三月三一日通商産業

3 この省令は、昭和六一年三月三一日通商産業

4 この省令は、昭和六一年三月三一日通商産業

5 この省令は、昭和六一年三月三一日通商産業

6 この省令は、昭和六一年三月三一日通商産業

1 この省令は、平成四年五月一一日通商産業

2 この省令は、平成四年五月一一日通商産業

3 この省令は、平成四年五月一一日通商産業

4 この省令は、平成四年五月一一日通商産業

5 この省令は、平成四年五月一一日通商産業

6 この省令は、平成四年五月一一日通商産業

1 この省令は、高圧ガス取締法施行令の一部を改正する法律(平成四年政令第百七十号)附則第二条第一項の規定により読み替えて適用される新法第四十九条第三項又は第四項の規定により容器に新法第四十五条第一項の刻印又は同条第二項の標章の掲示をする場合については、改正後の容器保安規則第三十六条の二第一項第一号の規定中検査実施者の名称の符号に係る部分は、適用しない。

2 高圧ガス取締法施行令の一部を改正する政令(平成四年政令第百七十号)附則第二条第一項の規定により読み替えて適用される新法第四十九条第三項又は第四項の規定により容器に新法第四十五条第一項の刻印又は同条第二項の標章の掲示をする場合については、改正後の容器保安規則第三十六条の二第一項第一号の規定中検査実施者の名称の符号に係る部分は、適用しない。

3 この省令の施行の際現に容器になされているものであつてこの省令の施行後に容器再検査を受けたことのないものについては、新規則第三十六条の二第三項の規定による標章の掲示とみなす。

4 この省令の施行前に法第四十四条第一項の容器検査に合格した容器であつて新規則第四十七条第二号の二及び第二号の三に規定する容器に相当するものがこの省令の施行後最初に受けるべき容器再検査の日については、これらの規定にかかるらず、改正前の容器保安規則第三十六条の二第一項第一号の規定中検査実施者の名称の符号に係る部分は、適用しない。

5 この省令の施行前に法第四十四条第一項の容器検査に合格した容器であつて新規則第四十七条第二号の二及び第二号の三に規定する容器に相当するものがこの省令の施行後最初に受けるべき容器再検査の日については、これらの規定にかかるらず、改正前の容器保安規則第三十六条の二第一項第一号の規定中検査実施者の名称の符号に係る部分は、適用しない。

6 この省令の施行前に法第四十四条第一項の容器検査に合格した容器であつて新規則第四十七条第二号の二及び第二号の三に規定する容器に相当するものがこの省令の施行後最初に受けるべき容器再検査の日については、これらの規定にかかるらず、改正前の容器保安規則第三十六条の二第一項第一号の規定中検査実施者の名称の符号に係る部分は、適用しない。

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、この省令による改正後の火薬類取締法施行規則、容器保安規則、冷凍保安規則、液化石油ガス保安規則、一般高圧ガス保安規則、高压ガス保管管理員等規則、コンビナート等保安規則並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の規定の適用に関するものは、平成七年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

2 この省令の施行前に法第四十九条第一項の容器検査所の登録を受けた者の容器検査所の検査(容器保安規則に係る経過措置)

3 この省令の施行前に法第四十九条第一項の規定により容器証明書の返納をしようとする者は、次の各号



再検査の日については、これらの規定にかかるわらず、この省令による改正前の容器保安規則第十二条第一項各号に規定する容器の再検査の期間により計算して得られる日とする。

#### 附 則 (平成一〇年三月二七日通商産業省令第二八号)

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

#### 附 則 (平成一一年三月三一日通商産業省令第三七号) 抄

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

#### 附 則 (平成一一年三月三一日通商産業省令第三七号) 抄

この省令は、平成十一一年四月一日から施行する。

#### 附 則 (平成一一年九月三〇日通商産業省令第八七号) 抄

この省令は、平成十一一年十月一日から施行する。

#### 附 則 (平成一一年一月二九日通商産業省令第一〇四号) 抄

この省令は、平成十一一年十月一日から施行する。

#### 附 則 (平成一一年三月一〇日通商産業省令第二三号) 抄

この省令は、平成十二年七月一日から施行する。

#### 附 則 (平成一一年六月三〇日通商産業省令第一三〇号) 抄

この省令は、平成十二年七月一日から施行する。

#### 附 則 (平成一二年一〇月三一日通商産業省令第三〇号) 抄

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

#### 附 則 (平成一三年三月三〇日経済産業省令第一二六号) 抄

この省令は、平成十二年七月一日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成一四年六月一〇日経済産業省令第八四号) 抄

この省令は、平成十七年三月三十一日から施行する。

#### 附 則 (平成一七年三月四日経済産業省令第一四号) 抄

この省令は、平成二七年三月四日から施行する。

#### 附 則 (平成一七年三月四日経済産業省令第一四号) 抄

この省令は、平成二七年三月四日から施行する。

#### 附 則 (平成一九年一月一五日経済産業省令第八三号) 抄

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成一七年三月三〇日経済産業省令第三九号) 抄

この省令は、平成二十二年十二月三十一日から施行する。

#### 附 則 (平成一七年三月三〇日絏済産業省令第三九号) 抄

この省令は、平成二十二年十二月三十一日から施行する。

#### 附 則 (平成一九年五月八日経済産業省令第一〇五号) 抄

この省令は、平成二十九年五月八日から施行する。

#### 附 則 (平成一九年五月八日経済産業省令第一〇五号) 抄

この省令は、平成二十九年五月八日から施行する。

器になされている刻印は、当該容器の外面にその旨の表示（記号 SCUBA）を示した場合は、容器保安規則第八条第一項又は第三十七条第一項の規定にかかるわらず、法第四十五条第一項又は第四十九条第三項の規定により前月の末日から起算して一年一月を経過していない容器にあつては、一年一月を経過した日までの間は、容器保安規則第八条第一項又は第三十七条第一項の規定により超低温容器になされている刻印等は、当該容器がこの省令の施行後最初に受けるべき容器再検査の日までの間は、この省令による改正後の容器保安規則第八条第一項の規定にかかるわらず、法第四十五条第一項の規定によりなされた刻印等のみなす。

#### 附 則 (平成一九年五月八日経済産業省令第一八号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成一九年五月一三日経済産業省令第二三号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成一九年五月三〇日経済産業省令第一八号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成一九年五月三〇日絏済産業省令第一八号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。



第一類から第十四類までの区分に区分された容器以外の容器	附属品
類十六	類十五

## 様式第1（第4条関係）

様式第1（第4条関係）（平成26年6月1日施行、平成26年6月1日以後発行のもの）

・登録番号	・登録番号
登録申請書	登録年月日 年 月 日
名称（事業者の名称を含む。）	
事業所所在地	
営業所所在地以降事業所所在地	
地図区分	
登録の種類	
押印捺印	
印鑑の枚数	

年 月 日 代担当者名

規

備考 1 この機械の大きさは、日本標準規格A4とすること。  
2 ×印の場合は記載しないこと。

## 様式第2（第9条関係）

様式第2（第9条関係）（平成26年6月1日施行、平成26年6月1日以後発行のもの）

・登録番号	・登録番号
高圧ガスの種類又は圧力変更申込書	登録年月日 年 月 日
	×登録番号
所有者会員	
住所	
登録料交付書	
登録料交付書に記載する高圧ガスの種類又は圧力変更の件	

年 月 日 代担当者名

規

備考 1 この機械の大きさは、日本標準規格A4とすること。  
2 ×印の場合は記載しないこと。

## 様式第3（第14条関係）

様式第3（第14条関係）（平成26年6月1日施行、平成26年6月1日以後発行のもの）

・登録番号	・登録番号
登録申請書	登録年月日 年 月 日
名称（事業者の名称を含む。）	
事業所所在地	
営業所所在地以降事業所所在地	
地図区分	
登録の種類	
活動物が収容される容器に充満した場合におけるその種類及び在庫貯蔵圧力	
用意の枚数	

年 月 日 代担当者名

規

備考 1 この機械の大きさは、日本標準規格A4とすること。  
2 ×印の場合は記載しないこと。

様式第4（第23条関係）

× 許可番号	
特別な許可申請書	× 許可番号 年 月 日
	× 許可番号
所有者名	
住所	
容積の額及び数量	
容積の記号及び年号は至次年号	
方策を下る所	

年 月 日

代表者 姓 名

附

備考 1 この用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。  
2 ×印の項目は記載しないこと。

様式第5（第30条関係）

× 許可番号	
容積使用許可申請書	× 許可番号 年 月 日
	× 許可番号
名称	
容積使用許可の地點	
容積使用許可する容積及び所属 品別等をもと記載	
交付者名 1 東京ガス供給株式会社 2 及びは第3号に掲 げてある 事務	
丁度の付近地點に於けるこのガス供給部 所の営業員名又は同姓、監視の品名などを 記載しなさい。	
3 心身の障害により容積使用許可の届出者 又は受取人を立てかねないときに容積使 用許可を下さる場合	
4 他人で使って、その結果をうけたものに 對する手引りを記載する事がなるもの	

年 月 日

代表者 姓 名

備考 1 この用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。  
2 ×印の項目は記載しないこと。

様式第6（第31条関係）

× 許可番号	
容積使用許可新規申請書	× 許可番号 年 月 日
	× 許可番号
名称	
容積使用許可の地點	
容積使用許可する容積及び所属 品別等をもと記載	
交付者名 1 東京ガス供給株式会社 2 及びは第3号に掲 げてある 事務	
丁度の付近地點に於けるこのガス供給部 所の営業員名又は同姓、監視の品名などを 記載しなさい。	
3 心身の障害により容積使用許可の届出者 又は受取人を立てかねないときに容積使 用許可を下さる場合	
4 他人で使って、その結果をうけたものに 對する手引りを記載する事がなるもの	

年 月 日

代表者 姓 名

備考 1 この用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。  
2 ×印の項目は記載しないこと。

様式第7（第32条関係）

容積使用許可書	
名称	
容積使用許可の地點	
容積使用許可する容積及び所属 品別等をもと記載	
記載の手引りを記す。	
年 月 日	
備註用紙(裏表) (記入用紙)	

備考 この用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第8（第35条関係）（第35条の二第1項、第35条の二第2項、第35条の二第3項、第35条の二第4項）

株式会社	登記番号
	×受取年月日 年 月 日
名称	
登録本部所在地	
① 製造販売業者名及び住所	
② 賦税主たる者名	
③ 製造販売業者名及び住所	
④ 賦税主たる者名	
責任者 姓 名 月 日	
郵便の提出	

年 月 日

代表者 姓 名

附

備考 1 この用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。  
2 ×印の欄は記載しないこと。

3 製造販売業者名及び住所の欄は、製造販売業者先頭の交付を受けているものに記載すること。

様式第9（第39条関係）（第39条の二第1項、第39条の二第2項、第39条の二第3項、第39条の二第4項）

株式会社	登記番号
	×受取年月日 年 月 日
名称	
登録本部所在地	
登録年月日	
登録簿上の提出	

年 月 日

代表者 姓 名

附

備考 1 この用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。  
2 ×印の欄は記載しないこと。

様式第10（第41条第1項関係）（第41条の二第1項、第41条の二第2項、第41条の二第3項、第41条の二第4項）

会員登録	登記番号
	×受取年月日 年 月 日
申込者 住所	
氏名（被執達せ代表者氏名）	
下記のとおり裏面が本登録書の裏面の金額を記入してお書き下さい。	
記	
1 会員登録料区分 2 会員登録料区分 3 会員登録料区分 4 会員登録料区分 5 会員登録料区分 6 会員登録料区分	

備考 1 この用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

2 第3項のとおり裏面の本欄に、会員登録料区分で書き下さい。

様式第11（第41条第3項関係）（第41条の二第1項、第41条の二第2項、第41条の二第3項、第41条の二第4項）

会員登録	登記番号
	×受取年月日 年 月 日
申込者 住所	
氏名（被執達せ代表者氏名）	
下記のとおり裏面が本登録書の3項の金額に係る会員登録料の金額を記入してお書き下さい。	
記	
1 会員登録料区分 2 会員登録料区分 3 会員登録料区分	

備考 この用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

株式第12（第46条第1項関係）

様式第12（第46条第1項関係）（平成、平成、平成、平成、平成、平成）

説明書

年月日

説明書

申請者：佐藤  
氏名（直系及び代親の氏名）

萬江ガス販売株式会社の第1項の規定により下記のところに開設の本店の5  
第1項の委託先及びその他の取扱い設備を設置、並びに営業用、品質管理の方法  
及び営業のための組織及び営業の方法についての調査を受けたいと申願しま  
す。

説明書

1. 営業等事項区分
2. 設置を受けることとする本店の開設の名称及び住所
3. 営業等取扱いの品目、販路等
4. 営業等取扱いの方法、特徴及び構造
5. 品質管理の方法及び検査方法の仕組
6. 営業の方法

備考：1. この用紙の大きさは、日本規格A4とすること。  
2. 第3項から第6項の事項は、別途に記載することである。

様式第13（第46条第2項関係）

様式第13（第46条第2項関係）（平成、平成、平成、平成、平成）

説明書

年月日

説明書

萬江ガス販売株式会社の第1項の規定により下記のところに開設の本店の5  
第1項の委託先及びその他の取扱い設備を設置、並びに営業用、品質管理の方法  
及び営業のための組織及び営業の方法についての調査を受けたいと申願しま  
す。

説明書

1. 営業等取扱いの名称及び代親の氏名
2. 開設を行った場所に開設の住所及び所在地
3. 開設を行った年月日

備考：この用紙の大きさは、日本規格A4とすること。

様式第14（第48条関係）

様式第14（第48条関係）（平成、平成、平成、平成、平成）

説明書

年月日

説明書

下記のとおり萬江ガス販売株式会社の第1項の規定による開設の本店の5  
第1項の委託先及びその他の取扱い設備を設置、並びに営業用、品質管理の方法に  
て無伴する特別の命令の第1項の規定により本規則を交付する。

説明書

1. 連絡事務
2. 工業用に供する機器の名称及び所在地
3. 営業等取扱い区分

備考：この用紙の大きさは、日本規格A4とすること。

様式第15（第49条関係）

様式第15（第49条関係）（平成、平成、平成、平成）

説明書

年月日

説明書

下記のとおり変更したので、萬江ガス販売株式会社が既に持つ権利を提出  
します。

説明書

1. 営業等取扱い区分
2. 営業の方法
3. 工業用に供する機器の名称及び所在地
4. 実施の内容と手順

備考：この用紙の大きさは、日本規格A4とすること。

様式第16(第51条関係) (平成26年4月1日施行) 第1回(令和元年4月1日施行) 第2回(令和元年4月1日施行)

新規開設申書

年 月 日

附

申請者 住所  
氏名(名前及び代表者の氏名)

下記の船名の船舶は、 年 月 日に廃止したてて真正ガス販売業の登録を終了する旨の届出を受けます。

記

1. 船舶番号及び登録事務区分
2. 登録を受けた年月日
3. 工場又は事業場の名称及び所在地

備考 この用紙の大きさは、日本郵便料金もとすること。

様式第17(第52条関係) (平成26年4月1日施行) 第1回(令和元年4月1日施行)

新規開設交付申書

年 月 日

□  
□  
□  
□  
□

附

申請者 住所  
氏名(名前及び代表者の氏名)

下記のとおり真正ガス販売業の登録の制度により登録の再交付を受ける旨の届出を受けています。

記

1. 船舶番号
2. 登録を受けた年月日
3. 工場又は事業場の名称及び所在地
4. 登録事務区分
5. 延泊

備考 この用紙の大きさは、日本郵便料金もとすること。

様式第18(第53条関係) (平成26年4月1日施行) 第1回(令和元年4月1日施行)

新規開設交付(複数)複次申

年 月 日

□  
□  
□  
□  
□

附

申請者 住所  
氏名(名前及び代表者の氏名)

下記のとおり真正ガス販売業の登録の制度により登録の再交付(複数)を受ける旨の届出を受けています。

記

1. 新規開設等業者名(外國登録船舶等製造業者)の氏名又は名称及び住所
2. 登録の年月日
3. 船舶番号
4. 登録事務区分
5. 登録等申請の場合は該当する場合にあっては、その枚数

備考 1. 用紙の大きさは、日本郵便料金もとすること。  
2. 第3項の場合は複数の用紙は、複数の内容に従い記載すること。  
第2項及び第3項に複数の事項について、不統一の場合にこの限りでない。

様式第19(第54条第1項関係) (平成26年4月1日施行) 第1回(令和元年4月1日施行)

外國製造業者新規申

年 月 日

□  
□  
□  
□  
□

附

申請者 住所  
氏名(名前及び代表者の氏名)

下記のとおり真正ガス販売業の登録の変更を受けたいので申請します。

記

1. 申請書類記入
2. 船舶を登録する工場又は事業場の名称及び住所
3. 登録事務区分
4. 登録事務区分
5. 登録事務区分
6. 登録事務区分

備考 1. この用紙の大きさは、日本郵便料金もとすること。  
2. 第3項の場合は複数の用紙は、複数の内容に従い記載すること。  
3. 用紙が複数枚ある場合は複数枚提出すること。

## 様式第20（第54条第2項関係）

様式第20（第54条第2項関係）（平成20年4月1日施行、平成20年5月1日適用）

外國製造業者登録申請書

年 月 日

輸入 販賣
----------

規

申請者 住所  
姓名（名前及び代表者の氏名）

下記のとおり萬国一般規則登録申請について、審査登録を受ける同様に該するに對して、  
本件に対する同様のものと第4項の特徴を受けたもので申請します。

記

1. 申請書類別区分
2. 登録を受けようとする工場又は事業場の名称及び所在地
3. 登録のための営業による責任者及び連絡先

備考 1. この用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。  
2. 住所を記載できる書面を添付すること。

## 様式第21（第54条第3項関係）

様式第21（第54条第3項関係）（平成20年4月1日施行、平成20年5月1日適用）

外國製造業者登録申請書

年 月 日

規

申請者 住所  
姓名（名前及び代表者の氏名）

本件が万国一般規則登録の申請に對して、審査登録を受ける場合のあらましの概要  
及び特徴を下記のとおり明確に記載する旨の承認を行ったとの旨を記載し、  
審査登録申請のため、該申請の方法及び検査のための組織並びに機器の方法  
についての要領を記載せしもので申請します。

記

1. 申請書類別区分
2. 登録を受けようとする工場又は事業場の名称及び所在地
3. 審査登録申請のための組織並びに機器の方法
4. 審査登録申請のための検査の方法
5. 決算報告の方法及び検査のための組織
6. 其他の記載

備考 1. この用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。  
2. 住所を記載できる書面を添付すること。

## 様式第22（第55条第1項関係）

様式第22（第55条第1項関係）（平成20年4月1日施行、平成20年5月1日適用）

外國登録等及び製造業者登録申請書

年 月 日

規

申請者 住所  
姓名（名前及び代表者の氏名）

下記のとおり変更したので、萬国一般規則登録の登録を受ける場合の  
登録登録のあらましの概要に本件を添付します。

記

1. 登録番号及び登録登録事項区分
2. 登録を受けた月日
3. 工場又は事業場の名称及び所在地
4. 変更の内容及び事由

備考 この用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

## 様式第23（第55条第2項関係）

様式第23（第55条第2項関係）（平成20年4月1日施行、平成20年5月1日適用）

外國登録等及び製造業者登録申請書

年 月 日

規

申請者 住所  
姓名（名前及び代表者の氏名）

下記のとおり登録登録の登録を受ける場合の  
登録登録のあらましの概要に本件を添付します。

記

1. 登録番号及び登録登録事項区分
2. 登録を受けた月日
3. 工場又は事業場の名称及び所在地

備考 この用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第24（第55条第3項関係）

様式第24（第55条第3項関係）（テキスト表示）・基規、平成26年4月1日施行規則「外國登記特許事務所登記規則」の規定による  
外國登記特許事務所登記規則付録

年 月 日

□  
印

附

申請者：氏名  
氏名（名前及び代表者の氏名）

下記のとおり本登記特許事務所の運営に関する事項を記載する旨の届出書類の提出の  
際の既存により委嘱証の提出を行つたものと申譲します。

記

1. 登録番号

2. 登録を受けた年月日

3. 工場又は事業場の名称及び所在地

4. ㊞

5. 用途

備考：この用紙の大きさは、日本製鋼機株式会社とすること。

様式第25（第57条関係）

様式第25（第57条関係）（テキスト表示）・基規、平成26年4月1日施行規則「外國登記規則」  
の規定による

□ 印	監理番号
□ 印	監理年月日 年 月 日
□ 印	審査番号
名称（本業者の名称を含む。）	
業務所住所	
業務所所在地（日本国外に本業務所所在地）	
業務を受けた年月日	
業務年数区分	
業務番号	
専門分野	
初回納期日	

年 月 日

代識者：氏名

附

備考：1. この用紙の大きさは、日本製鋼機株式会社とすること。  
2. □印の欄は記載しないこと。

様式第26（第59条関係）

様式第26（第59条関係）（テキスト表示）・基規、平成26年4月1日施行規則「外國登記規則」  
の規定による

□ 印	監理番号
□ 印	監理年月日 年 月 日
□ 印	審査番号
名称（本業者の名称を含む。）	
業務所住所	
業務所所在地（日本国外に本業務所所在地）	
業務年数区分	
業種	
専門分野	
初回納期日	
□ 印	資料
□ 印	の評議書小冊子
□ 印	内規
□ 印	会長
□ 印	内規書

上記のことより承認する。

年 月 日

経営者大蔵 氏名

備考：この用紙の大きさは、日本製鋼機株式会社とすること。

様式第27（第60条関係）

様式第27（第60条関係）（テキスト表示）・基規、平成26年4月1日施行規則「外國登記規則」  
の規定による

□ 印	監理番号
□ 印	監理年月日 年 月 日
□ 印	審査番号
名称（本業者の名称を含む。）	
業務所住所	
業務所所在地（日本国外に本業務所所在地）	
業務年数区分	
業種	
初回納期日	

年 月 日

代識者：氏名

備考：1. この用紙の大きさは、日本製鋼機株式会社とすること。  
2. □印の欄は記載しないこと。

## 様式第28（第六1条関係）

様式第28（第六1条関係）	（平成6年版）	（平成6年版）	（平成6年版）
用件番号	（申請者名）	（申請者名）	（申請者名）
名称（事業所の名称を含む。）			
本店所在地			
事業所所在地			
登録番号			
種類			
専門的知識正力			
新規料			
○計算表の別表			
内、外注			
取、立替			
内留額			

申書は契約用紙に添記によりも書類を交付すること。

年月日  
東京都新宿区  
新宿警察署

備考 この用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

## 様式第29（第六3条関係）

様式第29（第六3条関係）	（平成6年版）	（平成6年版）	（平成6年版）
用件番号	（登録番号）	（登録番号）	（登録番号）
用件番号	（登録番号）	（登録番号）	（登録番号）
名称（事業所の名称を含む。）			
本店所在地			
事業所所在地			
登録番号			
登録番号及び登録等審査区分			
登録料			
活動的販路開拓能力と営業に充當する者名			

年月日  
代筆者・氏名

附

備考 1 この用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。  
2 ×印の欄は記載しないこと。

## 様式第30（第六5条関係）

様式第30（第六5条関係）	（平成6年版）	（平成6年版）	（平成6年版）
用件番号	（登録番号）	（登録番号）	（登録番号）
名称（事業所の名称を含む。）			
本店所在地			
事業所所在地			
登録番号			
種類			
専門的知識正力			
新規料			
○計算表の別表			
内、外注			
取、立替			
内留額			

年月日  
経営企画部

備考 この用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

## 様式第31（第六6条関係）

様式第31（第六6条関係）	（平成6年版）	（平成6年版）	（平成6年版）
用件番号	（登録番号）	（登録番号）	（登録番号）
用件番号	（登録番号）	（登録番号）	（登録番号）
名称（事業所の名称を含む。）			
本店所在地			
事業所所在地			
登録番号			
登録番号及び登録等審査区分			
登録料			
活動的販路開拓能力と営業に充當する者名			

年月日  
代筆者・氏名

附

備考 1 この用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。  
2 ×印の欄は記載しないこと。

株式第32（第67条関係）

様式第32（第67条関係）（テレホ連絡用・電話・モーテル連絡用・モバイル連絡用）	
登録番号	
名前（業者所の名称を含む。）	
業者所の住所	
業者所の郵便番号	
種類	
内 容	自動販売機が設置される部屋に左 記載されたゲートの社員就勤正社 内 室の内状況
内 容	安全作業方式

※各部は別紙別欄の添付規定により本台帳面を交付する。

年 月 日

第三回定期会議  
定期会議決議書

備考：この用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第33（第69条関係）

様式第33（第69条関係）（テレホ連絡用・電話・モーテル連絡用・モバイル連絡用）	
登録番号	
<登録年月日> 年 月 日	
登録業者の申請した業者の氏名及び名 称	
登録業者の申請した業者の住所	
所有者の氏名又は名称	
所有者の住所	
種類不分	
登録不備欄	
登録不正事	
検査年月日	検査員名
提出年月日	

年 月 日

第三回定期会議  
定期会議決議書

備考：1 この用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。  
2 ×印の場合は記載しないこと。

様式第34（第70条関係）

様式第34（第70条関係）（テレホ連絡用・電話・モーテル連絡用・モバイル連絡用）	
登録番号	
<登録年月日> 年 月 日	
登録業者の申請した業者の氏名及び 名称	
登録業者の申請した業者の住所	
所有者の氏名又は名称	
所有者の住所	
種類不分	
登録不備欄	
登録不正事	
検査年月日	検査員名
提出年月日	

年 月 日

第三回定期会議  
定期会議決議書

備考：1 この用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。  
2 ×印の場合は記載しないこと。